薑猶錄

補

僧
775
45

曾4
775
48

薫蕕錄卷之拾

目錄

烈公遺事
翹楚篇
諸侯賢行錄

白川流話

東京帝國大學圖書之印

薫蘭録巻之七十四

中村直道輯録

烈公遺事

頼惟完桜ちるふ有斐源といふものありて故公將
出一代の事を記せり又烈公遺事といふもありて
此書に出入あり備藩典刑抜萃といふもあり元
来公將公の事かりてふ遺事一出ハ書の
体をなしてをり修出ふ實源かうるかうるかしと
いへども次序不倫なり此遺事を名付て和書も
また体をなしたりといふへし
烈公硯箱のふるの内よ螭蔵よせ世のふ語
懈心一生 自暴自棄 衆世譽不益進

衆世殿不益退

○京より伶人辻伯耆東儀修理窪将監三人をもて士大夫の樂を学ばせ給ふ　公は殊に笙を好ませ給ふ

公の横笛に名けたまふ名笛中院内府通茂公の清作ひしほ蘆田塙と名付給ふ

宝かけり清くとも色て嵐なり
哀の芦田鶴なきけぬらん

とよみ給ふ歌とも多く世に此笛を其後辻山城守とあるを名付給ふ　山城守

天皇の笛の師かりしかば彼芦田鶴

天子の御物とかりぬ辻山城守一族は紀後守とふ

何れも信貴氏なりとも

○寛永元年甲子　台徳院殿世子と倶に上洛あり

公も供奉したまふ同九月六日

天皇　後水尾院二條の城に幸せらるる和歌の御会あり

翌年竹契遐年とふ歌ありて　公御風流なる

筆とせる松のみとせもとりそへて

君うゝとひと望るゝ人れ行

さはは同御同　公の封疆形勝筆とせるとなり

たるなり

○三宅大遺は平安の儒者なり孫なりく岡山に居て

公に仕へ日京都にて何事なりと問せ給ふ

大遺云く京都黄門の書法代賞をもて古跡

と價代用して人大小歌とうく愛好とふ

公方さまにおかせられては、人民疲弊
のあるを御心痛あらせられ、好臣の輩、貪
人民欺き、私をなし、是は賢者の賢なるや、
利口國家を覆すの弊あるを、
うんと常より思召しなされ、
○公方様幼少にして、寢ふ寢入せなひても、勝手
なりしに、枕元に近侍の
人々あやしみて、如何なるものや、又ふつゝかせなふ
事なりや、作やと尋ねまゐらせしに、
いつもしに成候より強ふ疲れなさ
事なと、問まゐらせしに、公つゝかせなひて、予又疲
のうけまゐりてかく大國政
務

思ひ、拙者は、此國民と如何して治め養ふべきと、枕ふ
心成ぬくして思案せしに、
思ひ寄らるものなきよ、明日論語と面して明
ぬこれを決断せしう、八別の思案もかく結ぶ
仕あり〻〻

○公十四五才の時、河内や板倉伊賀守勝重ふ國民を
治め申さんや如何仕候べきと問せの、勝重答て
京都の商賈の輩の訴訟判断のふ年月を經て國
政行ふとハつきまゝ、
公重て京都諸司代の譽世よるく於ては必國の事ふ
ハ先務なゝと語させ、八勝重さゝハ申候方

なる箱に味噌を入れ花さしやくしにて永一さし板さ
計ひたんなる物へうんと養やまきたれ　公々く
思惟の後四方かさくに隅の行ちきかるれは此何
に角さと仰ありたれハ勝重そのもとまたいわれハ
東照宮に仕へ奉りあまく智謀勇力と人に称せ
られ将とも呼ん事を公の二十年ばかりして
心を国に尽させる人に今初めて出て籠に隠る
かくはやれぬ　公の旧敵武田国中を隅こまて罪とも
うやうに思ひかんん大国に出ハかりぬものと
仕へて公今のこゝやに居れ果して不審のいき国
るハ寛かりされ仁心と時かるるにて勝
重落涙せられたり

○公の清和源の内侍に縁りて禍ハ下かるといふ
謗は飯沼勝下氏の禍何として自らかーセーむ
つき上る人の道の内きふりてこそ下に人に
非議城北　刑罰ふかるれるもの多のうひ
禍ハ上かるといん親戚かへて下かるふ上る
人成戒むる何かりされハ往古より云ひ伝つれとの
なひ所

○津田永忠左源太十八の時ふや森に寄して居りしか
公今に自鳴鐘ハ何時成れるやと問せたまふ永忠
形ちに森入て考へ奉りしに　公聖して感服して
永忠に森と立ち成ん事成かりへき男
ハ何と獨立なひ永忠十八の時月次職と計

命ありて其日執政の人々公務終りて後相沢右京亮
永忠市谷より出でゝ長崎ちかくなりて
日大臣ゝ公の御前に参りこの事のいきさせ
歳まも不定もの〻餘日なるを明らかにせしふ
公備〻市ゝ視ところ速さに思ふを惜るべく
ちんものなりと思ひしかども果して能なりと
なりなりとて亦永忠御前に参りまつりて中に有ふ
後ち彼者ハ駆者あり〻ハ國の禍なり〻〻也ハ國
中ゝ獨歩なりとのゝ〻まひたり
○公孝經に曾子問て爭臣の章に及て大臣
池田出羽池田伊勢守ハ九四位家ふ用ゆる〻〻市ゝ
うぬるあらは必諫うる〻〻又若ハ人諫んを能

諫容られよとあり〻〻ハ一座皆感〻なりし時ふ
中川謙斎校ち進出て曰ての一言國家永久の
保せむ〻〻き非ゆ御ん
聰明ふ於ゆ〻〻ハ亦痘痕の〻〻容貌甚ハ〻〻
聯子かゆきて足むきかゝ〻〻なり〻〻怒り發させた
まふ時ハ一目ゝも足ゆられ〻〻人ゝ近かるを
いつて〻ゝ御諫城中人の〻〻き
諫ゆるものと奏し賜ゆ〻〻言路開けて言ゆ〻〻
中ゆれハ公其直言城称せゆ〻〻大成ゆ〻〻諫
斎臣出ゆ〻〻ハ加世次春ゆまりかゆ中上称ゆ〻〻言
と謙叔人臣の職自ゆの利と思ふ為ふ為ゆるよゆ
を國家の為ふ会礼と言れゆ〻〻言〻〻此道

那ハ中江惟命の高第の弟子なり惟命ハ近江國小川の人王新建の学を講して江西に学ぶ世に称せらるる所謂藤樹先生なり　公深く惟命を信じ日ひ江戸小述職の府ハ大津の驛にして先王の道を論問し給ふ故に先生門人多く来り仕ふ謙叔もその一人なり特命の子太左衛門も来仕して長兵と号する不幸にして世を去りぬ

○寛永壬申清泰公（宮内大輔忠雄公の事）卒去あり　公の弟文

ありと雖も悔せなひて

う沼の地に深くかりをかるこゝにて二人供の者

そかなりしとよりまもなく

○公赤坂郡に猟をなひ給ふ数日村邑をめぐりをな

ひ一時ある所にて老農を集め耕作を訪ひ給ふ

学一日問て老農に問ふ民ハ何と呼ぶ

植物の中何物か第一なるかと呼ぶ

々れも悔しき所ハ色あり

寡の不同あり　学ひ問ひ給ふハ異國にて芋を植ゑ

富なるもの有りと聞ハ物を植て

に果して芋に乃ち

植付つゝ一反に拾石を得つゝ　燥湿の地ハよ

ら民葉も茎も吟ふ

ものなり五穀に次ぐ毛の

物ハ汝ら知るハ

ものなり　土地の不同ならん哉

國清公　三左衛門　輝政　興國公　武蔵守利隆の時代に活不

小有一と皆一所に改葬あるべき志あり一り先
國中に墓地なる山を撰らんとす三不の山と撰出
敦賀作敦士未知則是
し其後今の敦士山を定りぬ
公皆巡視せさせ給ふ敦士山ハ和氣郡和意谷の事
なり敦士山ハ　公の命ぜふ沿り自巡視して和意
谷に到らせ給ひ附萱の殯を繁茂して有り多と
雲間しあり百姓ふそれ〳〵に貯て伊刀に挿有り
小刀を抽て賜ふなり今伊里中村源次郎家に其小刀を
永伝へ持ふ後士奏ぜ給ふ墓地を定めらるまひ儀家
山と命ぜられぬ此の敦士山を因都東に至て十里餘りふ
なり働村より其谷に入渓水一帯流れ出これと左右
小山なる中十八度谷の有さ間狭山中に似り敦士山

に門を設ぶ有り道ハ一丁あまり屈曲して登る道の幅
一丈許もやあらん其中央に川石の踏石を八丁の間に
並べ門の傍に公の人〳〵せ南しなる館あり道の
左右に桜の木ありて右野山に似り中一の高き山
國清公の墨にて馬鬣封あり碑無跡あり李廣の礼
を用ひ給て敬首に立て碑の高さ
七尺碑首に天祿辟邪の彫あり神道碑東の方
に建〳〵表の文字に彫り第二の山ハ
奥國公の墨にて夫人柳原氏合葬しの所馬鬣封
神道の碑あり皆石柵あり青き小石に志り第
三の山ハ
公と葬奥たま一り夫人合葬し一基り馬鬣封あり

て神道碑と云うれいなうて墓表の文辞を解う
公の行りせるふる禮に由りてきまいさる事非
○御野郡中原に　公の拙ひ地あり中原を旭川の傍
にて夏日暑を避るに対ハ今よりせしまる里正の
家に幕と串とを設け幕打廻し毛氈
と菖蒲のよりて行厨を開きて懽をなす今彼菖
蒲の地数丈の石牛と牧牛　公のいこせる所也
にて民ともに敬せり居伯村甘棠の古松四ひ出られ行る
旭川の東岸に屯留しに仕ふ　清泰公備藩に
封せられ初めまいりる時の別業にて得月亭と名を表
せられ　烈公倹と事とさせ給ひしは後別業
と称りて奇石を以て当地中に埋させひしり

○公身を以て修せるにて峻宇彫墻の如き家斗も志
らせるまいにたりしの聖人の訓よりなせるにさられ
○公鷹狩の砌伊福村にて稲と紙にて縛合ひ
しと民の傍にありて之をいるるは如何や辨
ずるは有用なかりしかを知るべし
公用にやく黙して打ハせしは天民の日ふさられ雨に
帛のやまりて踊倒せしを見ようけたれハ天道の畏
ぬれ千辛萬苦しる苦と見ようけたれハ天道の畏
しくてこそ楽事なるかりかをよくに有りる
○寒夜に橘と食しこせる小河侍醫の冷さる者多
しや覚と中せしにやうて市に安せ法ひしう後よ危
きるも有りるよと人り医師物云伝きると侍せし女

唐のいつなるもやと問ひつゝせーつハされもよ先と
高々の事有き事も夫とりのゆきもうぬ〻いん
ときゝつゝいてやゝたりうき若ちうちんよとこれより後
游の事を諫る人ゆゝ彼一言ふて諫を振むけゝ
ゆりぬ〻ゝるゝといきさるハ発き事の至拙なりと仁
事なり

○公の東照宮小謁見奇しハ五つの子歳なりしゝうや
ゝ刀剣を賜しに沛藤元近くれりけり
東照宮公の鬢螺ねかきなでゝ三度ゝ孫なり
早く人となりゝ世ゝとの仁ゆり　公賜りの剣を
元すゝゝ抽て沛拭ゆり　皆ハ発きゆきて
公恩を一ゆ後服のすきゆゝ

○公舊狩の時沛食ねの中に砂あり怒色よりつれ
しに危人沛茶よゆゆゝ砂ゆゝ今日の
風邪ゝ沛中に砂を欲入るなかゝ嗽られ
ゝて拾ゆ沛ゆく中ゝられハ俄小沛間と和ゆ事ゆき
沛ゆ中沛道現玉拭きゆり布ゆ色ゆりゆゝ仁ゆ
○公下濃沛茶湯を所して池田伊賀城ゆて檻外記
よ所事を乞ゝ丹見軽の中十人沛五奉ゆ可所と
命さられに沛宴ゆ所ゆ新小所事ゆられゆん小十
人ハ初垂一人ゆゝとゝ摩ゝ外記ゝ中とゆけて
所られしゝを遍小外記小布ゆ也明ゆ軍旅の事外
記ゝ下ゝ三人ゝ為ゝあゝ後ゝ中に伊賀例ゝ有ゝ事
横目高木左近右衛門ゝ命て只ゝ下志の言ゆれゝ

先行となりて候しけるといひしあへるか高木いやト
法り言道理なれしと調なく疵あられ伊賀出るを
以作して御前に参りけるに即ち出に
公膝敷まてこや察しさせ給ひ汝左衛門に云けるは
やしかられは志らくのみし十六 公いつくさせ給ひ
鉄炮足軽二十人預らし命せられけるに亦後を有りん
長途を目つき身まかりて行られ不肯なりけりとありて命
となりは我父歎なりしか中に伊賀人志られとも此左右
しられは 公御左衛門無役鉄炮を預けし此是後と
志ゐて預りけしに代あてま伊賀出て亦我もむれ代高木
側より我心より出向しきるかと志ありけるに君命あれ代
しかと後へきやしと云伊賀人亦かくしと中せハ即鉄炮を

預りられけるを彼高木左近虎つハ使当なりし時国
球の東小川を隔て小姓町といふ所の北林にヒヨトリ
多かりしを家頼とやらて取らせけるを 公御覧
ありて御制禁の北林に網をはりしとやありし汝あ
ひとりたる云ま此附営直ありけるを見とがめ給ひし家隷
ハ死刑なるへし 我も罪を切て致場まで討捨つへき
志も小身なりへ預かは殿の志りなりしといひし汝
公御左衛門にしらせしかのひく徒やしなひけり
○寛永壬申大猷院殿御代に 公と御左衛門にありて因幡
より備前に封を移その命あり五月廿二日 公因幡
を発しぬひ道中諸ゝにいそぐせのふ何ふつけ馬に上
めすふ此附あふつけ馬にのりける鞍も武庫に有しかん

○何れの年にか迷職の河庭後の士の乗うけふ紡ち紫
ふちんをまとうさせぬひ設人より美麗のもり
を極めてもし伝あり信濃守むつるどの笠袋を
拵せられしと見させ給ひ大國を領する人の笠ふや殊
しき事をしらるるとや仁有けれ其後ふ卒ふ捨られ
障泥とゆてぬい合せて給ふ紫とをしるるとや
○公卿ふふ倉織の神とをさせをまひこれとなりセ四ふ河
をたくむ事しきく柏の作針ふこうをとりをふ侍
臣ふ命して御させをふ紫の袍の数年よりりるを山川
十郎をつかんとをしふ石谷ふあるに狩のをそ
者をんと伝ありて二年間くアカツキクれ山川をて
何をやをて掛をうりり衣服器物類大形式数なり

りりをやを亦恒ふ用させ四ふ印籠黒塗ふて象牙のく
いらの帯をせ印籠の中よふ七を入させ四ふも今も狩用谷の
庫ふ残りるをんしふの語りき宮ふて猟箱に金の欽の
つきをりしを持せをまるしふ猟箱ふ帯りをかの衣服
を入る器なを雑人ふ持せて行列の先よりある屋をなし
をて歩させをまひしをうや又偏月刀も安益のものなり
婦人の持べき兵器なりをて止をまひしをう津宮ふ
到をせ四ふ府ふ必神殿をたしをまひ必をを乗輿或
やめてりをせ四ふ今のしふる白儀を乗つ門ふより少を
させ四ふをれし蚊帳の釣手ををんせをりに筆の軸或
きりて後ひつけをせ四ふり
○東恵宮の閑宮城造営をりるに到りて八方金惜をせた

まうけ又國中堤防の經營掛ふ力をはくしたる人(ひと)これ
德川大夫の教とおもせもちまるのてのるかと悪衣服而
致美乎黻冕卑宮室而盡力乎溝洫とのたまひしん
大禹のむかしを家たりふ屋をもれし
○公國中の治河と壞たるひし附安仁神社八延喜式
のせうう先王の禮典とあるとして造營ありてもとより
年毎に因幡の大夫に命をらして相礼の事始りけり
○若松市郎兵衛茂加安二人八大坂にて木村長門守
重成に屬一時野の軍に戰功ありしに采邑を賜り
左出れぬ其前新左衛門と木村に屬して戰功ありし
うハ左出れしうえ武功抜論して先登の前海に
爭ひ許に及ひしうハ市郎兵衛と東後
先驅多ありしかとも木村の證出して出しうふ実ふ
を附證出とうるしうれさるより市後の所論ありう
さうに決せらるに市後其物酒と呑と無礼放言多りし
中に市後に立出て大聲とかけ用ふる所に仕へて
許に屬ゆるしう中ありとて市と市後各礼讃出せ
ハ虛妄の論出せしとして池田に預けられ采邑に除
れぬされしも劉の志なれハ用に立ぬ者なりとて甲冑
除に武庫に納うまて其悪妄に八少しの怒りし
れ市後さいとりうるゆや
○公江戸に れ市後して東叡山に采邑せさせ四ふ附雨
ありしうハ葛葉の上ふて衣服をきりさせ四ふ有論
養ハ宿坊にいるものの行れ入せ四ふ

れハそれハよかりなんと仰せられ二三百年すてあ
まられいひちんや外の諸侯ハ皆仕るものとやちゝハ
公ハ内の小色とかゝさやもひ士民奏ふ天孫と何て
費をとゝはすまじきなりとにあらるるやや
○東照宮の御医菅ハ正保元年の年也茶礼の大礼年
行いれらる暦二年丙申九月十旨より初て流鏑馬十
番と命せられいるる人の言出しうゝん困幡して流鏑
馬ハ伯耆のするものかりしいふ流の行ひれ汲ゆ古法士
郎して褐見の時上泉治部大輔以下して東海八幡
宮の流鏑馬の儀式其姓名高らかよみ和薫の
旗頭逸谷小笠原的持志侯役うるようにとよんて出るり
○公の生まれ給ふ此彩色ものりなり入国一茶礼の時法

士甲冑して供奉するる紋命をうる寛文八年九月十
日吉田打監士大将すて公の前とるる侍人ハ皆年
代けるる打監一人をうせうしう側より茶礼をうと
いふ人のありしに　公打監ハ浪人軍礼と学ひ者ゆや分
者不拜とふ周の代の古礼なり　公仕有りり
○何れの年ゆや述職の時摂津國兵庫の海上にて風あしく
浪強して船沈よ覆うんとす侍臣と始して必死ゆ畏定
あり舟子と可り給筆数多ゆ祓小危急迫切の時く走り
めゝ出て下参れとも風波厳く危ゆいふ乱し
公参ゆと云て死生有命よくゝと年ゆして下知ハ
命一と仕有り公ハ泰然として坐りるとて数多の
茶の吳をうるとくなりしとて牧の兵庫（漕入りた因

而の綱を形ちなりや言葉の出るもつれて深きの
ものゝ如くこれは力とおもひて可なるべく兵庫（船）と法ゲ
とあり

○公儀より御ゝ世の所望の者人あまた集てきわし
何ものそと問いせるに答へる瓶と唱へて人ゝ
公中に悔き入て瓶を入て瓶の化物出を通き
如くなる〳〵と伝あり果して梁の上より
鏡の内ようつりたり

○公のわ節よりまセるふ十二經註疏かゝ楽まて作ゝる
邑ニ与ふ為りんやゝれ〳〵なり見ハ医藏の所も携られ
ゝるゝ作り赤書ゝくよあり　公の君子の儒とかて
自朝〳〵たまゝ可ゆ〳〵まや四と古の出る潜さセ可可有

雑ゝとなる〳〵

○公述職の所道まて往年　大猷院殿上洛有〳〵時の
可御り出させるひさしゆ御や記録せるゝ伝ゝ〳〵
其所小鹿沢〳〵る者れ　石川清介その母ゝ〳〵
て御り中〳〵中ゝ〳〵ゝて清介と古ゝ清助ゝ也ハ
り〳〵中かゝの人悔ゝて〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ハ清介
公中に深て四九年〳〵〳〵前仕ゝる可松ゝ〳〵
とゝ〳〵せたまいきゝて　殿の不明可り御可を御り
出ゝハ殿のゝ所とあゝ古ゝ御ゝ我ゝ時ゝ中ゝ〳〵
殿のゝ〳〵れ和とかゝゝゝる中〳〵〳〵〳〵〳〵
江戸〳〵ゝゝゝゝやゝて清介と古ゝ
あゝ〳〵ゝ〳〵

○公鷹拘せらるゝ時稲のまき穂に出るを名を易
うせらるゝ事奉行これ何とか稲まやはりんと申成
学者いやちらし毛ハ業薬し沖ハ稲の名もたゝれ
うれなて百姓と表ハ職危のおそれなりと仰られ
○公の先祖ハ柳原康政の女なり福照院と称し極めて
被儀正しく泥塑人のおとなれハせしと明り妙女と云
ひて八婦女子の名ゝ[illegible]あり仕あり
公事にさせ引ハ定有れ[illegible]武門廃れ
きまひ子たれ[illegible]土とはらひ松を植させ又ある時
狩家拘りを近くゝ[illegible]るゆれしと仰られ
公学れかゝ人は有し常とをとりて妙りゝけかゝめく
拘らと仰られしハ大夫人[illegible]ゝて口ゝせ
ゆひ信濃守政言かゝ人ハ[illegible]ゝ[illegible]ハ
ひゝふ信濃守立さまハ[illegible]ゝハ公の外に[illegible]せ
さまひ大夫人の御形を立てのなまひある八国を領
ちゝ為の勅の奉養に[illegible]
その勅とうる為き事明るに其人つき明き八不者を
[illegible]成しめ仰られ[illegible]
○泉仲愛公事ハ越澤京吏の事なり世を稱せらゝ
有位の君子拘り國政評定の席に出て命せられて
毎日小列座し者ゝ其職なかるしゝハ黙して居
さるゝ仕時の人何の為ゝ[illegible]
[illegible]ハ寄成陶器
[illegible]仕り[illegible]ハ[illegible]評しさるし仕
ハ大[illegible]ゝ拘せらん所[illegible]て仕初まも虚安の事ハ云人

あるべきことにあらずとて仰せられ
○公甚書法を好ませたまひ弱冠の御ときや吉蓮院
の宮旨純親王小学ノ中華の古法
帖を摹したまひ王新建の宮殿の私院の石刻其中
三字缺ありと補書したまひ今津宮よりいい
れり　公補ふるもとし辭讓する人なし
○何の御所にや宮殿造営ありて
ありし時　公夏月長恙つかうまつり箕方原にて討死せし
かの國家の太平ハ仕まつりし仕有りし以和延執政の
大臣たち紹者の工言德川なる仕ふる士の節義を
憤發せりと言ひ切ひろ
○公鷹狩して内ひたまひ入給ひ御赤地之悪
今の牛房狩り始の多かりしやこれ云ひ仕ひ
きこと仕ひつるものなるを御所ノ三悪
ありを注ひ鷹狩の出帰りの毒虫の悪きこと
とて其日の狩物と吸物して賜ひ仕ひ
小牛房のこなりしはとて今日も牛房狩せられし
四狩とて芋ノ中セしを危人遣られ其日狩小原と呼ぶ
して當直の士ハ御りしもて此三悪ハ射藝ハ的を切
きりしはとの事中ハ的を射ける
公御使して三悪を放れ今る足義ハ以ものそ
問セの小三悪業者近く清水寺ありし
公つくりの世なひて銀ハ仕賜ひ
なひて後のなりなん初美の仕業の中ものこと

号法
仕方
仕ものなり

せうせのひとれハ曹洞宗ハ邪中ニ位をてうせ
ハ者なり　乙その方ハ来りしるものと中ハ農民の陸ものき
ハ又芋をうるものハ公せうせーものハ何の玩ニ成へきとて
ニ拔をせのハざりしとて
○寛永十年　大猷院殿　白井右監忠勝ニ命せられて御検
國三浦まて安宅丸ハ以大船と造られ同十二年ニ成て
六月江戸の海ニて百初の儀式あり　諸公川の海色
ニ出ものハ　公其外太夫人のたませ
ものハ帷子を備へせのハそれとして裡々ハの御ハ儀
まて出させのハ　付　式葉ハ拔やうニ立せきまひ
扇子を用ふてさしあけものハ陣扇子ハ衣服の体
まりしてあやしきものハ　庵従の人ハ以て依品川

まて拔乙を羅集ものハ
とうらうにいやおりなるものとなりて
大猷院殿御船ハ
あの所ニ
船とハ
大猷院殿御尋あり
のものハ臣等ハ陸の
ものハ　大猷院殿
取て
曲毒と
かりあり
表と
まて拔乙を羅集ものハ御裝束なるや
ものとなりて言ハ拔
御船ハ百
ハ倫系の特あるへしとて小
乙ハ
乙則ハ安宅丸ニ乗ものハ
乙御
御船の御式ハ御舟中
ハ　ハ陸の
ハ御儀くれらはんやと御
酒毒と
公御
ハ酒色の拔ハんやりて驚くた
海色の
ハ出仕あるへしとて品川
ハ人不医の御ハひとへ

五人一所に寄集り騒動する大勢なりしに　公の所へ
さしあけ申候ゆへ（鹿児島の）町々騒動に成り
れハ　公後藤に向ひ世なみひ供の人々騒動と見へ
市ヶ家隷とこゝふ所しに並市ヶ郎か出てゆつまりい
ん様よや様へさせるやう市ヶ郎に立寄れいまや
一所ふち仮の出仕　仰られんと伝れハ皆ゆるしを云られ
ゆり　公後藤と引とも市ひ品川ヶ龍口の伯耆郎ま
て後候出りて同道なり郎に入せ申人ハ拾人盛饌
を出して出発ハ伊木長門六十人前の用
意を設け申し出りを後供の人々集りて出仕の
○後士出仕初出の時解を申さしむる公主家に入て

公の左右に列り各一人つゝ　公の伯耆に系れハ得ハ大
分紀伯同して退出しなりかれハいつも書に及ず
執政の人々　公の侍せ申なんとを出たハ四ヶ国七日
くして士を多く召れ有あるに一度士の御礼侍
申ありてと　所に申ぬ　仕ありなり
○承應三年甲午の秋伯耆洪水まて橋ハ諫箇橋命で
一ヶ所ヶそのほかの所流し　拾の申ありた百姓の難難中に
りてかりかきの形
申ふ程及ひ　公金を出して振耐せ申せ
政事の不届申ふまりて天の戒めさせ申ふ放度之罪
なき百姓の此災ふかを申ふ悲ふ仰りありて夜食
申ふに安七なまハさりしかは鶴岡助右衛門市郎ふ

さるを公議しけるに臣に一つの策の候へはとて天樹
殿さまに申上けるハ捨させ給ふへきにあらすとて
先に備前を立てかくし申されけるハ翁もより　公方に
申こうせ給ひ金四万両かし給りしかハこれより鐡に
きて封疆の四方に運ひて分ち河ふへらる政事に従ふ
人の中ハ民の二度三度に及ひて飢死とうゟるあらぬ
ほして改つきとひしと　公すこし手遅く八代官をも
難況いとも通る成しいく度もかきもいはんあると
候有けり
○山田彦兵衛ハ新進の士なりけるか或日御前にて物かたり
しけるに　殿まへ如きともこしらえと申ていつ
かるゆへまやしやす　公さやう事もなきるとて仰せ
玉ひかはしく下して子細の有しと申けるきしくも難を
手りひゆやかくさまつふりあれハ　公仰れけるハ先祖護國公
の長久手まて討死有しハ如き留の中なりしと申其
軍に義戦に何しさ御めへ深くおもひて世ひてふきさる
うるさきに成りと候有られハ若殿様て天下様まへ大なる
幸と申とのうへん護國公勝三郎信輝とも一回の中まて
も討死何とんまハ殿まの食代やむれさて飢死せさ折ゆふ
下しと啄嘆しありた　公ハかくりて外の者にかわるあ
るそうい者はさふしにありけり
○公年毎に将せさせ玉ひしに泰山の指ハ緒に刈平
のうんともりら士大将もれかりて實に周の代大國の御
志しなりしとなり今の御世ハ木水門の上に麾を立らる

伯中の小候まして皆れしまして観られしとや世間
物御りて大雨の中にりて中に御下知ありて四条
中堂寺なる鉄炮とハ皆放捨て使番巡りて御を
伯へに軍議をつ重ねひとしく出物を並て
打出りなをハ大使を一所よりて雨の消せさん用
意しなかりしかりり　公別所にて感ありりて
江戸執政の面々給へ人なる識せられ
城内に御見の時伯所にて物一見人数の地に以誠
をあつらひ給ふ今太平の氣ふかり
士民の首かくて軍なて奪ひ古人の訓ハさる
事よ見ん者も封国に御りて物一なひ試られ
んよ治なも不忘乱の戒の所　公方へ忠義下と
に仕られ人々云ふかりりりる

○公新太市様と中き法義式の事ハ
つまし物りの所　公その日ハ御りて近江に
の所と通りに鍛治工大和守成ハ慶長の何の
大掾かくと中名のれきのを所とそのひ
なる又酒井雅楽頭忠清天下の執政として権威甚
盛なりしを　公の郎中今の弓場の小書院ありて其
所にて家臣御りて有に忠清の事恐なるを
仕出されて上の御物ハ大不忠なる責なるハ忠清
いとん初なくやありてかの御ハ任せられさまひとし
久しく中物ハ仕られる事を御しきはそのはし

中屋敷と称られ候ハ　公中猶ふ進て何のもの
なり中屋敷や封地とは　殿御ゑんよ為の名なり
すつてきまてんと伝られ候
○西城に於て　池田大学黙陽の事と申者ハ
臣出しけ合と為させきまし今ハ引て羽ふ安堵さる
事なり進と何の職ふ叶ふ屋敷やと云たりしハ元し
其人よりぬされハ始めより数年て決断し伝
さりしやたやと問ちしに　公開く一きなる
一国の大臣ハ人を進めあるを職とす自ら任ずる
ハの職ハ故なれふ力なまして　よりなんや汝ハ文伊賀ハ
きき為ありて　不城も問く諫年し人と進めその
職ふ任ずるものなり　汝ハ伊賀ふ子ハ行し

伊賀今年十五歳　汝と称り
つきものと申ひきるふ不明なり汝ハ伊賀ふ子な
るや推人のなりや言葉なし　伝られて頻りふなし
ら世ハ大学教員して　於なりるふ御法と為
ち覚せられ候ハ伊賀ふ子ふて　汝ふ文伊賀ハ
のに國政とうるやるハ先　自なりよく伝よく伝て
用ふ入るもひなり　汝ふ世ふ称きられる義雲ハ
此大学ふ事なり
○公執政の大臣伊木長門ふ開門と伝なられ候ハ述
職ふ打立セ申ふ日長門礼後して門内ふ待抜ける乗
輿長門ふ門前と為セ申ふ開門を開き長人進出て
羽織して御内ふ事　其ものの如く守護仕るべくと心

ぜんと申されハ　公常に平生好てとくに御詞をかけられ
るさせ日へハ長門ハ宅中ニ入て門をとさし入たり給ふに
公此事を伝聞されて國の長臣として有ながら國ぬ事
多のあまり中々かつまり存たらんニハ禄を召放たるへく
と忍急もしに彼が一こくも出て候を大かた彼か年
なりしのまゝ也
○池田出羽足軽の乗ハ猶且作の場所にて其者の若死り
なるを出羽怒りて其者ニ気り来ていのこと以詹使
にと申られハ　公常にそのことハ御楼よりおくれて
き御行の者ハ不依なり且士ニあらす依ても事の法と
あてたとへ知ぬる事ありとハ其人の軽重によるへし
いかの足軽とて罰すへきと仰られしかハ出羽其の通と

うへ申せしとぞ　召へされ候ハ天城へ申つきと云ふ
する事ニ楯にくとし奇怪なり早く討手を申付下
天城へ向ひ候ハ海の手柄なるへしと仰らけるに
かれハ出羽申出して急ぎにさしこそ其かたへや討
手を命せらるへきのよりおる　公族太臣様とふ謝し
申て漸くニ事なかりけり
○公ハ常ニ射法を好ませ給ひ御病者の傍ニ巻わらを置て
弓組の者ニ常ニ射せしめられつゝ射せられし時も御
障子の外ハ巻わらを置て強者を召て弓組廿人をこえ
うひて麾下に備られし是ハ兵へ新田左中将義貞の
十六騎の党ニ擬せられしなりある時　山川十郎左衛門を召
して百射の賭射とかされけり　公九十五本あたる

せのひ十部つつ九十六節あり公方と十部宛
を賜りたる後なほ又百射の賭あるて十部宛つゝ
おくなりたり　公九十六箭あるゝせのひ十部宛
九十五部あるゝ　公方ゝゝせのひ今日八部勝
ゝりさらハ賭の弓出せと仰られ十部宛つゝ先を賜り
なる弓を出す　公方ハ弱海の弓人なる弓なり
別の弓と出せ　と仰られ十部宛つゝ出すに此外の弓ハ
と中せらハさるゝ　ゝゝあるゝ仰られとう共弓
今は山門十部宛つゝ賜る秘蔵の弓とする
○公國計と重きるゝて世に自然と常に量入以為
出るゝまふ且銭を鑄せ　められん事以後なりは富國
の計これより外なきあるゝて吉事定りけふ

鈔鑄上手紙法候の西八出されるようなりなれハ
湯浅右馬允と仰せて京都諸国代に西国なり
なれハ許されぬ先ゝ国ゝふ富たるゝ有
銭鑄ゝ不今の銭敷これなり
○公常に異義と那ゝなまひて行ける八漢の光武帝八
さハなるの人君まて行せふ讖緯の法を国ゝれ故
心と用ゆきるゝ所なりゝ
○青地吉奈ゝ俗ゝ紙ゝゝ一ゝゝ也困職ゝ法ひゝに
吉紙ゝ一條なるゝ異論と　公ゝ賜のゝ志ゝ
しゝは青地命をゝれゝ行ゝて裝潢させゝ所
青地紙ゝ道と為ゝ江ゝゝ却ゝ面ゝゝゝて為せのふ
時席ゝゝけむゝは法ゝ仮有ゝ仮山門推ゝゝ者

と云ひて加禄あるべきやとゝ中せーに　公色然ー
て京罰ハ全きまゝ好り今加ゆ加ゆ
なれ戦場まて大地立たなる士をハいまして奏すべきや
青地呼ゝして乱れり山内別青地を無して出られハ
公今校考ゝ考ゝいひゝ云ゝ
此方ハ骨を折ゝ尽ゝて自分套成端りり

有斐録末條云

王陽明の学を伝ゝ
学ゝ恥あるゝ性純粋なる程朱の学を
なるゝなゝ

文政十二己丑年正月十三日夜以愛敬氏本写之　中村直衛

觀岡山府學校作

列公西海表　備前故少將興學欝雄藩　泮宮實造于公規模
廣大侯國之　謚曰芳烈公資性孝友造先侯木
學奠先焉　孝思楊前政公主事之如生其事孔愉
色婉容感動左右又録封風威激後昆允文諭士
内孝弟力田者賜予旌表
習趙武出衢門位望隆寵守名聲至帝閽事皆膾人口
不復銓擇　稍觀僧侶化非獨溥夫教闢異知時弊公敦封内
淫内淫祠萬餘邑修成正祠七十餘區且有異端
害風教之説附會約後時僧徒脱緇衣而歸化亦
頗多矣公權時宜開之覇府
令社司監耶蘇以録版簿　敬天窮道原學規朱
子教府學課日有毎月朔行
講白鹿洞學規之式
功之語誦之以　受諫閭閻蒺公嘗設蒺於城門受
為聖學之要也　諫書蓋廣開言路也
置師山野邨設学舎於里閭谷置　蘋蘩和意谷公祖
師以訓民子弟者
墓在京師公徧擇墓地於封内遂親卜和意谷改葬之　詔獲輔仁軒軒即學校之

局名 松籟傳雲外蘭芳散雨痕 學舎敷邑舎前各植松
名若松舎則 臨學取居云 矣 旱澇皆警我承應甲子封内旱乾水溢大飢公惕若自反曰
是天警余也 散四萬金于民又有社倉儲麥等之備
賑窮救危無取不至云
草木一沾恩盛德斐君子于今不可諼

右山陽逸士作 蓋事實多據府學奉行
市浦惟直著芳烈公祠廟記

薫蕕録巻七十四終

白川流話

中村直道集

一世君未因母之和君とそなりて府城の料と
うとて文盲なりて千石とうけ附せるひ
なりと尤の出家へ入せるものの拾りて今や
稱せもの山へきともせし法やたまて附せも
うせめり料とハ君為一生の内今まてのやうに
附せるもひいんやと敢て世話ひ成子細あ
らしと父君のゆるしなりとて八下城の
郎へ移せ世話ひて修行問ふ法樂術等ひ
拾費よハ今の出家のとまるうなる世話ひなく

世にすてられ
の為にんことを
こゝき語と
ん經文百卷の真言
編め編セられ七卷の
ちんなる話ひて出よりひて日新
よりて序文とそ
たくしんをと
語ていつる程
すくすかに
ひ語んなこの書
るおいかをと

世にすてられ
の為にんことを
こゝき語と
ん經文百卷の真言
編め編セられ七卷の
ちんなる話ひて出よりひて日新
よりて序文とそ
たくしんをと
語ていつる程
すくすかに
ひ語んなこの書
るおいかをと

世にすてられ
の為にんことを
こゝき語と
ん經文百卷の真言
編め編セられ七卷の
ちんなる話ひて出よりひて日新
よりて序文とそ
たくしんをと
語ていつる程
すくすかに
ひ語んなこの書
るおいかをと

世にすてられ
の為にんことを
こゝき語と
ん經文百卷の真言
編め編セられ七卷の
ちんなる話ひて出よりひて日新
よりて序文とそ
たくしんをと
語ていつる程
すくすかに
ひ語んなこの書
るおいかをと

世にすてられ
の為にんことを
こゝき語と
ん經文百卷の真言
編め編セられ七卷の
ちんなる話ひて出よりひて日新
よりて序文とそ
たくしんをと
語ていつる程
すくすかに
ひ語んなこの書
るおいかをと

世にすてられ
の為にんことを
こゝき語と
ん經文百卷の真言
編め編セられ七卷の
ちんなる話ひて出よりひて日新
よりて序文とそ
たくしんをと
語ていつる程
すくすかに
ひ語んなこの書
るおいかをと

今のこゝろをもつてせのひとりんハ天下の安寧を
行ん道をしぬ法華ハ法華の法を様々
なりこゝろ世の人のこゝろ
なるゆえに法のりんをもつてこゝろ
法徳の法華をかゝゝ世のりんほとの
をげ世のりんをもつゝ今の様々ハ法華世
のりとゝ法華ハ法華ハ心をもつてゆるされと出家
ありてハこゝろゆるやハ法華ハ
を年社ハ名言ゝ江坂氏の家ハ家
行なるゝ新ハ法華ハ
野まゝ法華ハ
ハ法華ハ法華ハ

人々の交代して法華ハ出家人
出てこゝろゆゆ山ゆゆ社寺の時いゝ
こゝろ行ゝこゝ法華ハ
ゝりに別ゝこゝ
こゝろ田安ゝ法華ハ
こゝろゆゆ法華ハ
法華ハ家格の後初て日ゝ
法華ハ法華ハ
ゝゆゆ法華ハ
中の様ゝ法華ハ
ゝ法華ハ
こゝろ法華ハ

[illegible]れたり拍もを附うり一
汁一菜を限り御[illegible]れなるを人倫の勇をく
[illegible]れなる老人を祈き中古の法初のごへ
[illegible]れ[illegible]れ[illegible]れたりしもなき
[illegible]のとめ[illegible]せのりんの八さ[illegible]ぬ[illegible]れ若く必
めれんの[illegible]蕾の八赤都と遠ひを紀南く
[illegible]八御書生の第の姿
[illegible]無く[illegible]入第[illegible]せに[illegible]
[illegible]んやく八立[illegible]る[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]

一切八須都とに用ひそのれ八法[illegible]
[illegible]たれ[illegible]八法候約の
第も立[illegible]書生の[illegible]
勇と[illegible]大切の[illegible]書生[illegible]
の[illegible]節[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ぬる気象とはいふべきも、やはり一方に偏するゆゑ、一面ではまた大なる弊害を伴ふ。されば条約を結ぶに臨みて、一方に偏せざる公平の運動をなすこと、出来難きことなり。

一つは、表向きは兎角の如くなれども、その内情を立てまつれば、関係の人々も、兎角ぬぐひ去りがたき情実あり。条約取結の事、実用上の形は、恰も公平なるが如くなれども、内情は人の関係に引かれ、公平の運動なしとも言ふべからず。

下の品は、高くて百年にもあらぬ不出来なるもの、あるいは条約の手際拙なるゆゑ、値段は安くして、一倍費用を要するなどの事、さまざまあり。

一説には、条約は、一国の人民を、軍隊の人員の数にまで、実用上、国内の人員に、比較するものなりとも、言ふべからず。

抑大なる国の武備は、兵隊、軍艦、武器、弾薬、砲台、要塞、砲兵、騎兵、歩兵、輜重、兵糧、衣食住、暫時も、実用なきものなし。

武備は、雑沓の中、実に、物品を用ひて、吟味せざる武器、なきものなし。

実用なきものは、捨て置くべし。

物品は、都て、益を不生、使やすくの用、多き物、

うなるほど入用ハ減ずる事なり只山下の衣
合ばかり候約とゆるし抜きに仕ずるハ英
大の遠方なるゆえ又衣合ハ陣よりの事
なり夫故よりて候約ハ衣合より始めて候へ
ゆえ候約といふ事実用ハかゝぬ格よりの意の如き
格よりの抜と謂るべし其の衣合ハ実と異なる大方より
防きて力量のこゝろさしなる格よりせいこゝろ一般今
一汁一菜より御海と用ゆるとも敵方より生れて
即戦場陣の時の衣合ハ必ずハ安
なるものなり上下共いふられも何もの人の
外より謂りなり家中今の抜助まてハ形以
のるの定式の時ゆえ抜きこゝろあハ

れ今の衣合ハ陣のこゝろなるの多くなるへし
今ハ泰平の時なれ敵国あれ敵国まて陣
軍雑式なるゆえ時ハ敵国大将一人英雄と用ひ
ないなく一人も大将の下知を守りて軍を
せんや家と社少今の下くの作を向まてハ
家中の抜助ハ家中の若きまて向
第抜助ゆえ勢の家中の若きも向
ひも否すゆへ外ゆえ此ゆえ若しゆ今
人〳〵武備欠け武具のこゝろ作ゆ
家内のこゝろのこゝろいまなく若き共なく武
藝軍術の稽古も疎く抜格年なるゆえ
南中大方士藝士抜の士のこゝろなくなるへし

さすれバ武備をうけて人数ハ揃ても揃の用ニ立ぬ
様ニやならん我家かし天下ニ一ツ行ハん時ハ
一方の出陣を争ふつき故にうく成行ん八大名
後の事ハ一の出陣公に勤し出陣公よりうけてハ
世も生ずる種かきまじく今かゝる不備ハ数々
まその役軍と同様され将軍して又一勝
衛と成ると同しく伝来相続に出陣公一致
様に成居と行ひて立寄て将軍付とし
論紀ちんハ討紀まりと同様のまかれて先我力
より険約の形を立てくらふまて険約の勢行
慶様によんと思ひ立まく大名して大名の
衣食とやねハ而様なんさかれて大名して

大名役勤まらぬ心のくるしさよりハいと安さ
ーくかれを記するまでもまし兄弟して揃ふくハ
思ひ立より今海の体とよそれ皆すまハ行ふねと
も皆人へ心付させても思ふ旅ハひ皆生りそ様式
上も我切ごしと思ひてかしも左右なくいひ
くれなと仰られたるに二の多人深を留め置て旅
立るるごそれより我家へ帰りてひしく先陣
役よ大名論にさて家族一門を行つめ異よ云
皆力せぬれと婦女にしかまて威風せねハ而く
こ様く御役すまれたる来たより皆御へ拙て
家中より市中村里まて一千月旦てねかうよ
行御の指命しらるゝ者ハ礼のこのより 裡口

末森に到りまで毎神かしこき用ゆるもの一
人もなくそ然にありしやこの一条ハ稼人に等
ろよ修云所くにかしつの出入あれハ波覚を
通し大略を記

一 初代(?)八郎の年より出生所の家中の小伴(?)も数
指しなかひかし年うけて護覚ある伴ともハ
順くに納かの子ともに此家の役まて遊へさせる
せうに向へすふるに諸武藝の稽古所の座を
所に作らせられて年来お熟の藝術をそまへ
指南のものに節(?)授させしも三内ありしてこれに出
精の次第に従ひかし かりし三藝に用ゆへ
きものをまりてあけると付すふ素読 藝術

術に八此稽古所ありまてもあてしさまく戯を
好(?)りして苦しと見るめしこすふゆへに小伴とも
盃座のころなく面白きるに光ひく於家(?)
なしぬ小伴まて教導(?)にすゝめしかれ此家へ
出んとを熱心に拠て後にハ一向の小吹(?)のおハ
大方此家へ出る様まて拠よる此家へ出る小伴
ともいつも只今迄あるしやあるこしなり此
年うけるにハたもかしぬるもいとさかきら
出るようしやうる時只今まていつ方に何そして
拾ひつるもとあ子のかにえより子供のあるよし
或ハられくと何ほまて何程の拾ひ仕とや
ともあり或ハ諸方まて何程のあるまと申る

もを付ける先の友達の兵衛義兵衛門の先
ともとよくもたゝせのひとひとりくらへぬひ
つゝ何のとりなしゝ振ほどゝあゝ問ふ
時よ和らぎたる家仲と思のもとゝ中山る家
作男女年齢を兵衛お兵衛の家業を
もけむす合かれ夫ハ行きゆるゝ作られ
て学校ひなかふ又その外ゝひ武士の家業を
為りを兵衛ハもうれて為りうゝ学問ハ
作るも作ふくて止まるゝ無なとゝ
ても家を学ふ不審のすゝみゝるゝ
学ふもゝを勇のゝるゝも行ひよてを日の
内ゝ上へ知る兵衛ゝとゝ人ゝ知る兵衛

ゝ中ゝ中の世を都騒ゝて命ゝ
家の業をつゝあおこゝぬやゝゝ怪みをけ
場へよ出入郡を年の中ゝ山家中の風俗
大ゝ変りゝ山家ゝ変りゝることの
為く山家士の行義家をゝり市村の若者
学ゝ怪ゝ知ゝる市村のゝも家ハひゝゝ
山家中へ出入ゝ山家中のゝゝ市村の家
入出怪ゝ郡中ゝ怪廉ゝの山家ゝて書る
ゝも国怪ゝ山家ゝ怪ひゝゝ知ゝる
見ゝのゝも消ゝく止ゝて山家士ハ聞く
祝ゝを家知ゝ市村ゝの言ゝハ
怪りゝ元ゝ怪ゝ他人の

敵といへとも絶て御用の人無くしてもいふしね
不申なきしかれ候人は滅そたかふことなきといゝ
さうらふそのもなくなりたからう又小様ともも
御家をそいふましきことまてを細雅の者の
つきまへあきまへんかしきこと知るゝこと
何の善悪もなく語りあふ中にもさうく父母兄弟
其の勝手とハいさゝかならぬ語り出しても是
のかけらくせなふとなり家に何ゆへん一色指
南ゆゑその御先代より御国人に勤る者あり
或時何らの席にて申しるハ御家中の将士へ書物
御家教授ならぬ御家中の者になりて八代にも定く
すゝらむ御中まゐ人となるものとなゆゑと

中小人くの生付遠く若ゆへにそれをそのまゝせんと
ようしいるゝかれハみなく根気病のさとのまゝそ
こそくへ御大名ハなほさて叶ハせられぬことのこゝろ
をせなふそのいと短には御身の出生すへてをせさ
せなひつ四力健くにおりましてよ数人の
御勤めしも欠かゝぬ様にと御んかけ候んとそ
大名の御身を持せらるゝ事一事こそ御しめからる
ことに大切の御根気を費しおはんるゝをおそれおほく
らそ御心を知るに私親の師と仰付られて役人
きらすゝへハ器れにかうく今より御止め拝されん
うし此事つゝしもかのこる持国仕身に滞まされ
て師付賞ある時に其抱のことハかの義をうけも

つゝ根葉のいとまよりのものと為りて出づる為
すゝやうに出来久うして出来孝の意味と言葉と
云ふものとなりまして中古れば結こそ心なりて中
うれ如何なる為ふへさるものとも作るものあり
おのおのに成りて一つとなりけるゆゑに生て風と
作るものしハそれ方法なりて八十地の面なる
法なれと時として結ぶて実生をも
法なて知るあり成結能作り出ぬと笑ふ
知恵の好きし少なへハ商法へ引掛りてもお
詩るをそ出れるん去なるゝ商出ハ都とちひ
家を出るハ実生なるとハ心なんと出易なり
そのものの中なるなれそのなるとて実生なる

法をそ成のちうひて一西り根株法第を出
出てはつるゝ法なる法実生ハ動て生入出つ
うゝ中ゝ大方のてゝ法ていまひいまうす
と中なるいゝして実生ハ法をそ成ゝ時先
石蕗ゆうのものへ前日出ハ日向へ出一方
より入れ入庶中ハ出へをつけ立ひひ
さゝ長り生家法ハ長さ長ハ長も緑と変ひ宝へ
入ハ入ハ乾と志ありうるめ法ハ心と用ひるゝ
一子を貴つるゆゝに四と形り市てハ一向生
出も法ゝそれ苗のうの長ひ盤長ハ
出ひて生入大概のゆて乾と長て法ハ
物ゝ百年も高年ゝ六十年ゝ法ゝ中間

さそく心もひのまゝれ當年も五花出来一ヶ所
いさゝかもましと作あらとき中々する八そのうちニ
第ぶり出作きて一旦と称く第二十番花社ニ拾人衆
云ふ大とほしもみしと中ぶ方にた社ニ入衆
んとつくし今や大と同して同らん物そらん八
此所にて物のふへし志りしかりし来りの心
去ひ苦労致しくもあらく作付時中々なり八
我等ニ八月と中川すもの中すらへ八おそ
心をひとも草花すゝの鈴しく花咲出く附八何
まゝ鈴しも好来ゆへよき趣を作り出来く
との事好みて手入の心をひ作ら那てまでも
手しまに致すりれしやらそのとき作らる八

されとりれも粉めにも当れと中川もえ只今小傑たよ
其のをおろへ学て厄介と今にせ武士の家業を
機能させ深くハ家中に深く出来たる附の
手しるを見ひ出けるゆへにその書物をし茲
ゆ云ことも能みの手ぎよかりてかしも苦労とい
思ひそ又家中よ咲花の出来ん八中くく言方ら
草の名花咲出しからときの来のやらかなるまも
まそ八皆申し居る事ゆへよんの慰ひるまこそ
あれなりしも根気費ゆる事もなし右年気をふ
一ゝ物れと作くもられ八三芳一云ふ中退出し
仍つとら此の命も不足りていさゝし中へよ
うくハくしらせなひらるものかりんと深しくる

一 その至よし いふすの所りき
一御通にて御野生拉山おうよるゆらせての御出一あるま
一家人ハ毎日の事ともさ御旅様さへおくれし十日と
御出の御ことハなりし御供の人へ御鍋よ無茶御茶おぼし
御首姓らも茶葉致し 出るよ物うらせ家なと茶葉の
件御殿よお鍋ら出情仕御同心らけ下々の茶目
残所を御出よ御為の為ちうもを見て茶ハうふりよの
とう御徒下之へ一し 其者ハお供仕もうふりすの
家しまもふ存しのとうおり御供ハ御家中にて小将
とも皆候 生者ちう〱き年齢ら方老衆人
とも数々大野ら正道其者ハ御足をも持御家様
家の事なり御目出よりは好て本絹勝付ミて

承御勝兵粮まて家出すり鉄炮の様物又ハ木台
の類御見るり有之とハ小将茶よ案内して甚御目の力
ま御手添させられ小将ら大野よ案内せ御論り
おもしれ候事をあらなり小将存をやめる付ハ代り
ともらせんやおし 任ら御人へ何事も添て勤めて指
尚所よ御手おし添しらる事も是無茶出添体し
件市村のものをの拍ん手ち添ちうといふ御家中
大見の将まとおされぬやうしくに首ちし 先きまて
日々と出て是茶江稿おりうるかし 大将の類のきく
御如人へ白金市中をやめ御出にて出るらも恥ものよふ
このもなしとやはりまほらら初年老職の
人ら論めうるハ御供ならとい へ と 御小出の者を入れて

ことに人ハ只今の在りまてハあまり御手厚に存候こと
我の勤方よく人ハ地より定式の當番御役方ハ御
用達御先ニ被ニしかられいろはも存候よ存じき
その上其御先代より打捨なり備中まて
家中一統の困窮中ニさるなし共よ依て勤方
を申して人く備手向のいたらにいつまても
不存候よハ出情するゆへ家中よ依方の者秘出ヶ
存よ當番御役ハ用達方ハ度くのこと御役の
者のこと沙汰なき勤と無之これ依方よハ小扶持
の者多しされハ相以申候して毎日出仕候よ
せすハ備手の出役難儀なる事何卒となんさ
まても當番の勤方なれと秘出ヶ度よ勤ることハ

何とも申かた有へけれ大勢するその者へ一よ申様
共へつき下ニハ下の中から気の毒ニ存し心して
用捨するか諸の申捨なり一し家をなひてハ秘断
なりしの出納ハ必ずより所なく甚く難儀の
相伺ハ騒くハ古けの者ふる細見ての事なりまハ
気あれ諸向り迷惑く存じハ猶も候等儀
立りの者ハ申捨して御連迄ニも其者ハ家中の事
たる大勢依させて出ヶ存候よハ申付なり神社仏氣
こそ當武めさせる時節依方よも連迄ハ其の
勤するこそ可被の心と思ひし何とぞと奉ハ
備手向無之し家中不當の節り通り通り
その申付て大凡の當方の事詰申付ハ被取び之

あまて八孩半東様にて都中弘経専一にせさせ也ハ
なへかしさるゝ也にふゆへにうくまるゝ又手當なりとハ
きと方心得違なり定式作方大切とハ云ゆれとも
武士たるもの八名ミの人様に行しまその余八
大事中常ふ若かれハ急度心くおるあるへん時ハ
御を武士の志すへしみまハ如何も何の用にも立
まし今我日陣する所若寒ふこそあれ皆初陣
也人へさとしの為なり御古来中歴くの拝
かれ我平生と日陣するく用れしりてと出来らへん
時節にうしろとみするもの事も人へ心すへく候ても然
事ハ我人にハ家手家なる作勞なりとこそいふ
也と仰られしとそ

一 卯のこし一統の御乱なり白川殿を同様の御作か
わかしきに候ハ満座之しく晴ちきへなされハ御程
約の御出もるへしくなるりなりと古風由へ其同方
実へ行しく主随に如くるかし村方御の
様へより御しくに任とようなれハ御自分
御見なるるへきにて定式の御作法にて御條なり
の御出ましく村く如りの様へ張出て様子なる
にまかしくまて様へに稲穂と御れしせ御意の
内へ来きもに穂とひしき御諚すると一向に
其の御こかれた御都合ありしせ 其御咸次の
御様子なりし穂とさし出す御様へ古和抱運
なるとなり御城也の村くおく御出なりかされなるに

河内国に移られて、方の出入は山をあらそひ海
城をそむき出羽国をもあらそひて南年の永毛沼
らを治めうつ〳〵行れ邪日は出羽の郡
村人は箱をうる相出羽国の若もの
若殿何程そも力のあらんとけ突入よ出れ
ものおうるものの力と恃まず人を
拾ふ〳〵若留まりて出羽と家り力の
拾ふへきうと勧さう若あること如ものうる〳〵
又奥方は何とそして御紀ものうること
く〳〵その男は御うのこと城をへの出
羽と出羽そもの出羽のあるもの城をへひつ
いつもいろく働く内中一とうへらう宿

有のうの人うの宿二人は行をうきて若殿方
の殺をうねてうし出うり一人は御働くれ二
人は農夫の品行一人は家の下をこと
出羽をて男上出れ法しよ城しと中うん中
りより郷村出羽より出羽城を秋より粥
石上りを聖より粥の中石何け
られすのりれ人をかるるを空為く粥うん
人の箱は中も出羽中より出羽一流
男殺をあの用を粥の中食するの一人もく
ちりうるし白川出羽あのうのもいつをも以
て国行ちりうし家をきりうきかるを拾ふを国あるよおう
よすの毎年安し右あのうせなひ出羽あれ

ゝる事ハ今万治年間ゝ出さるゝ所のもの
今ハ城へさきのゝて多くはゝるゝさきの洞さもて
白川へ出る毛細條すてハ下くゝ合拍ありきゆへ力
弱りて病人も多くゝ出あるゝ事ハ雪ゝ城へハその間
ゝ所ハ魚の干物の多くゝ出るゝゝきを洞へ
出して物ゝんゝと人とハ八千城の出役人へ作
出をつくる俵ゝ草ゝつき菜菜の干物魚をハ
うんまゝいふ英の干ゝうゝあるゝゝ作き物ゝれて
出役人ゝも元まるゝて白川へ拙医ゝを年白
川道中ゝて無ゝくゝ見苦の荷物の通ゝと
雖も知ゝるゝゝこゝさ大方ハ江戸川を堺まて
あゝてまゝり絵城の絵川河辺より揚て拙

医ゝゝゝなんゝを江戸まて拙者のゝの出
役ゝゝゝゝハ一ゝハ一時ゝ安ゝゝゝゝ

切よ者ふて何とそ飢させぬやうまと
心掛ること尤に候て公義御役人衆も元あつうひ
諸国百姓といつて百姓と百姓とを自分
ようも百姓とそいふされ者まハ世の中ゆへよ
古人の云置すも如ん[illegible]ふし凡百姓と
いうんものハ扶持ハ[illegible]ハ[illegible]
方おろかにして百姓といハ[illegible]
拘命[illegible]くさけ[illegible]
聽歟[illegible]て孰の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 此度中山道御巡行の儀を被為仰出候に付ては、
なるべく御省略致すべきよう、
武徳殿にて、
亭の要へ対し礼義厚く謙遜すべき旨、
入御なりある筈に付、
宿の歌人、
内にて入来の時、
まて門前へ出迎ひ、
旅館宿割役人、
代るゝと白川の宿割役人は

自分御乗宿割に動き、
ゆへ、
ゆへ、
清き旅館の役人は、
丁寧を吟味して、
而して、
よりて、
見苦しきと、
匹に匹きにと、
業用しられて、
ゆへ、
心

はてうちあるを門まで出て出るを門和といひ
れ出るを出るをいひ出より出衛門尉の經筋
出門てきく初てたれのことなるかを出にのみを
出うれ筋しをて支度大きなる出してうり
出国の国の道すしをたれ出まるうみとを衛門尉
を四筋野筋の中をいへをを出門ををてを後
代のもの出へ下れたれ出をしるれ出人の出
移きたのをへ八下のをのをを小をしみとをを
所八力を入端減をなをして出尉を後へ出郎
走しまうを之の目へ市陣の出を陣すへ出市陣
陣れを後丁寧を接拵しまより一を目〳〵紙
封を法を也一まり門を前へ移を後を幕後を

後へ出も出前別国後の人をして幕二人を
を接和国後をり国後をして裏市陣へ出を代
を接離の加達ををへ〳〵を底目の上後を目
をして立をを出を戒義を後めを幕後の目
出をより出和後を九目をを時前後を出和後
出後を後接拵をりまより目毎〳〵御後
之の目へ初のをを封後を幕後の出をを
出を後拵を出をを接拵して和毎を八一
切後しをを拵をを前後をり出を〳〵を
和毎を八前別御をのをしまより幕後下
後を下知して指目を後を幕を後をり二の目次
〳〵八一目〳〵後幕を行を也和の幕をして出

也此者と称し候へ共此先祖拙者迄相続
仕候者前新より和書不学仕候故一向
仕不書候書士を連来り幕府より賜を
請候面者へ者あり此先祖大目付を初め諸人
宗門帳に名を書し候へ共小納戸
に名を書し候ハ二の目三の目を此幕府より授し
上候へハ一切入申さず此先祖諸人以下ハ只
書士仕候者の目録を御渡り被遊と者
諸人宗門帳に名を書ハ玄実武書へ下りて年
仕候書ハ候目の家元を被遊書士故
例を拙者て大目付中央安方を被遊書
士大目付ハ多を下し候年すて候を下し

仕候書へ此等難相付すす所此物なし
う家者へ賜へ仕候者も古義と候此者有
あり候目へ入くせるくるを文を大目付書士
候を下し書候ようり年代なりを候又
中度しのひ仕候者も古義の候此者有候所相
書士一家を平代して去を就て初のこと面書
の仕候大目付ハ始終なを年代なくあり幕
仕此年候への此先祖仕候文を解き去を此先祖
もて上候へいくせもて候此者有義を有
小候をとひ此者候下此物を候相もて書
士の用ようり仕りくを候て候相を有くく運ぶ
此者の用を年丑一捉此奥を此者へ入

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文政[illegible]

天保十己亥年冬十月吉日書写之[illegible]

中村萬喜直衛

白門流話抄

薫蕕録巻之[illegible]十五 終

薫蕕録巻之七十六 前

朝楚篇

中村直道輯録

致仕臣太華源鵬謹撰

治憲公 始名勝興と稱せり 禪の家と稱す 治憲と稱せり 治憲公 [illegible] 直松と稱せり 又直元と稱せり 治憲公 [illegible] 改名 [illegible] 元服 [illegible] 大弼と稱せり 隱居 [illegible] 越前守と改めり 又文学の造風 [illegible] 治憲文学と稱せり 治憲と稱せり 又来章と稱せり 治憲と稱せり 鷹と稱せり 治憲と稱せり 紫辰堂と名附せり 隱居 [illegible] 住居 [illegible] 治憲と稱せり 南亭と稱せり 又餐霞館と稱せり 治憲と稱せり

[illegible]

一　公實卿の御子息の内二男にて御座候
と大納言重定公陪臣[illegible]若殿様と唱へ[illegible]
[illegible]
[illegible]

めて浮んだりといへども天下和と知るべし公儀の知るべ
き事を帰して藩をかくしたりひ
一世子として海内に聞えし侍従斉澄卿の日光南つて国く
忠大と云ふ者ありしが侍りしの悪大の中と云ふ且
近るとの不敬を契りしに公卿へ申して公卿も
いろなる命いろなる大とをもてつかはし
敬て不敬を答ずるべ
一世子として海内に聞えし国民の困窮を救ひ給ふ
なりひ給ふ世子の御ひ聞も有るべきなる事
民の一助とも成なんとの仁慈の御ひ
果して其法公儀のおく法令仕切料のまま 総計百九
十万一分余ほどの法令法令の法令の法令

一公儀の家臣の御ひ聞の事
ひの事も其ひ聞 越前と成
られぬほどなりしと百二十万石余て会津へ移りしの又三
十万石を減して米澤へ移りしの
五万石と知られ君臣共に
大家の事なれ君臣共に
命を絶たり
家よりの其情と国計せ
のから治平の久しきを
ふるまきに新十万石の蓄
の貢も其年の用に足ぬ
ほどなり 利金息銭を貪り

より法華経を講じ給へる事なれば尚も御心の
衰へ給ふ通百姓の難儀を思召し給ふの意を以て
事務の如くに成り給ふ法家督の初めなれども法師を一汁
一菜と仰せられ給ふ法師を本復なれども日常の倹約を
と仰せられ給ふ九の人情始めは合点なく触絶
ある事なれども仕法九年今弥増
度々に成り給ふ共倹約を守り給ふ法師を一菜
陽り法師を法下り給ふ

一

公字岡と称ひ平洲先生姓は名は徳民字は世馨と云平洲
尾張の国士にして深く信仰
今あり尾州の儒学
鶴臺先生姓は名は周南利貞の儒学
大室先生姓は名は孝徳字は子章大室と号し俗名を
深井甚三郎と云細田家の儒学にして後年召れて参府

大湫先生姓は南宮名は無字は伯厚字は喬卿大湫と号し俗名を南宮
切磋の友なり
切磋のなかの友なり

一

平洲先生を信じて経学の講釈を聞て法華経
法用人より和物仕の法士迄に侍聴せしめ小普大等
の講釈なり
知る者多く都の人なり頻に法華を信じ
て先生のもとに法華経を学ぶ今弥増
称せりと信じて電云を学の禮を失せり此何と云て
補侍らんとのもとに信融の那珂名警威
於琴の法方武家時延享の三年
年号京法華経
寄正室の江戸へ参
法華経と称して公のもとに奥へ入来り共まつけと

て奥法敏の經言あり式年早して仏色のいとあ（分は
となり公卿一百ぬ草を求め法山の寺院
雪祭其法とはくすとり（ともいまさるあるず山景
書法とは何を奥向の書法と止のひ
年なるとおよ奥法敏の書法と止のひ
公初めて入部まして西七年より民の幸苦を知めん
なの人を早はき雨はさふ四姻を貧のあふ浜地とセ
自行法地地の法個とは耕作の幸苦
とりひ民敏よ摩ひ行の法物法なとは西ひ
て西とセのひ法稲の米（西永六年九月十九日の米
なり法塚の北門（考分姫米りと法蔵所（西りと云
なを問（約米ハセ（刈稲院カリアケ）ちを農業まく刈仕舞ふ法とく九月

ナカリよ元ちとく
陸法を云
を解すると云られ法門と法とと西りと蔵
ア（公とく稲田陸ありあけ陸を長め
ぬ（一苞と大豆粉一包と添て
ぬなと問（法門とく法とて苦（ちとくの心
あ（ありひなりとと苦ちり苦とと及られあを殊粉
の米なり疾拔ちとセとの法ちて法丸とあり酒仮の
法とは西より金ちとく稲田屋と謝て西ひなり
ちなと推尋ふ法如月の時夕法とのるなり西とふ
姫りいてかとく稲丸仕舞ちとふと法晩（法蔵中の
法士のうりて法とつとと永運丸仕舞ちと法ちとひて
公稲を何米なりと問セ西ひとよ糯米と芸をしより
かとく法法とと法とかりあり陸とび人れるまあとと蔵
のとまひ米のありしセ公と知まとセなる

宗祇村の老姫うまつり侍りしに姫の歌をおもしろ
がりて云々布と申し公方の御料に歌を自ら歌なを
仰せられんとて代官布人〻〻〻〻〻〻〻〻共数あ
けて記すふいとあるべき事なれども無為の御とて無為
仰せ出さるまじき又玄よあやかりの公方御文重定公〻〻た
ずねしとあるべしなり

一 市年若まして〻〻なから老人を窺ひ給ひ
のふ古法ならず姫うまし尋問なまじんなる
ゆゑ市立國の門を習ひ別なく年寄て老人
かるも相違なる又を行さ侍ものを老人をは
古法仕ってめさせられかたく仕沢食の法とも
ゆと菓子酒なとの市とてなしかたく出さるひし

一 安永六年十二月廿三日の夕刻に東京の書家の和尚を
市覗し感まして〻〻〻〻〻〻〻〻ことをふとりてきたりの
法ものせ〻〻其二首
九十已上の老人は今の世の事なり法士市
場まうされ百姓町人は代官布人〻〻〻〻〻〻〻〻
せられし市場〻〻〻〻〻〻〻〻法仲の日口まて賀箴
をさされ法度の習〻〻〻〻〻〻〻〻公〻重定公は法二の間
より列座市〻〻〻〻〻〻〻〻市四の日まて古法は法数
法如会あり法懇の法宗布を数三の日〻〻〻〻〻〻何
の日〻〻〻〻〻〻〻〻市尋問あり公より時後より重定公
より金子場と其法席まく法料理公附ものを
まセのい法方とのも法宗法恵法前〻〻〻〻〻〻扱

の方へかくれぬ様にとの沙汰ありしかるに去の四月附ハ
おとり沙汰相成候様仕度旨去る廿三日の書
にて或い子或い孫ありひい姪あり姪合二十人に付副
らくるのみく取仕り候ものかりしは此度席
に仕りく新しく見しく人くしも
老とバ成すんなれ共毎日は殺事ゆへ
未来を法にもるん新しく
りひ〳〵彼のこなが取仕り
貴き老と養ふん事こたえ新あるめ実も又母こた
うん事彼がいくあるべれ〻ふの子供が事ゆる方仕と
見ずも大名なかの方のと安〳〵く彼〳〵孝はるべき只
恨らく沙汰般度〻〻〻

あるんうの門法すべく為る事はなりし
一 市又重宝公方金剛流の仕舞師智古市〻て
事ゝれ伝授〻拾ひ〻ほとなるも法藝事
の図能ほとをもの〻あるす公方元より智古の流
きよりなりつゝすうもの〻ふゝいふ情〻却〻せうゆゝ
ゝしゝば始ゝいつの市能法儀ゝもいみつゝのゝ法
仕舞をゝ云ゆいなりゝし成附をゝめ法もの〻ひ
勤まてをうもひ〻事なりゝ公の法きゝひをゆ〻
まをゝいゝ市んのまくゝふゝしけゝもの〻ふ〻
南山 南山彼い重宝公方法儀の市号詩作ゝ山南山ゝ考不〻寄不寄不寄不寄ゝ名附ゝれ〻の法考不寄
不寄ゝ〻ゝ法脇事の市樂只此能ゝ忘ゝあゝも
たまをす公其法相ゝとなゝ事ゝも法ゝ球ゝ法

んのまゝゝ市樂しまさうなるんとくを法能ゝ
能ゝ法ゝ市仕舞なゝ能ゝ法能の成毎
ゝ先法ゝ舞古ゝ曲ひ尚ゝを重宝公ゝ
只芸能ひ〻そこゝ市也〻上ゝ曲ひゝも又法ゝ命の
あゝ〻ゝ

一 公方ゝ主也〻はの事ゝ金剛三市ゝ年寄て其藝の上達
ゝゝ市覚〻て公方法ゝ也ひ〻ゝ又上張店ゝ〻て
ゝ今安永七年まて十二年〻其十二年の内ゝ
法藝も法上達まゝませゝ三市ゝ為て上達やゝ藝を
只ゝ面ゝまくゝゝ仕三市を下〻て法慰ゝ
能〻年ゝ也ゝんゝ何の市樂ゝ元ゝ也ゝ門弟
二三人も法れ下ゝまゝの法能ゝ法ゝの赤湯ゝ法の

[illegible]

一 雜茶屋い市ゝ九まあり〻く兵〻せの〻へ〻し法面四年なし
法ゝ用の苦猛なり〻ゝ付〻この市能し法人のまゝ〻せの〻ふ
ま〻き事と云ゝ天保二年市拵殿市拵の間ゝ新ゝ雜
茶屋と建直せ〻ゝ

一 重定命御殿の市道〻藥山毛水の法ゝふ毛あり〻なり
ら市拵の度〻れ拵と市ゝと続〻れ〻ゝ加せ〻ゝ毛ゝき
市倹約中ゝ〻ゝ市殿ゝ拵費〻〻の〻人事の法を急ゝ
云せ〻ゝ毛ゝあり〻ゝく云ゝ〻ゝ公年公宇〻〻ゝ
市毛年の法殿何ゝ毛ゝ毛（さ）行の法を急ゝ及ゝ毛ゝ人
云ゝのまゝに藥の〻（し）教角の人ゝを毛せ〻れ〻ゝはれ
んのまゝに藥ゝ毛のひ〻

一 いつの事なり〻ゝ毛年ゝ毛ゝ云れ〻ゝ時の事
なり公市用ゝ毛ゝれ〻ゝ度〻ゝ法拵法進〻れ法殿ゝも毛
ら〻人ゝきゝ市角年ゝは時法法殿ゝ毛ゝ〻ゝ
法河殿（法事殿河の勝義）下〻の〻ゝ定〻ゝ附拵ふ〻の拵ふ
市〻れ〻ゝ不ゝ毛ゝの後河ゝの〻れ不附の市殿ゝ〻ふ
ゝは中〻ゝ用人の名ゝ毛ゝ〻ゝ定拵ゝ拵殿
のゝき事ゝ殿ゝ〻ゝ毛ゝ〻ゝ度〻ゝの市人ゝ市ゝ
みゝ云ゝ毛ゝん拵ゝき毛ゝ附ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝの日
月の〻ゝ毛の〻ゝ毛ゝ〻ゝ毛ゝ毛の法殿ゝ〻ゝ
たゝ四ゝ毛ゝ〻ゝ法殿ゝ毛ゝ毛の〻ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ
ゝ毛ゝ毛ゝ大殿拵の市拵ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ
ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ

高野もぬやうよ給れ書人〻〻〻〻〻〻〻〻河野後行秋清
合ゐ〻〻〻相模の法ゐ南中せとのくまもとせ〻〻ばそ
のもろ〻〻と京都ちつくいひ合ゐ〻〻法ゐ南の合ゐ
一京ゐ書ゐ文ゐ〻〻〻〻〻〻〻〻

多あり共答は半ばを人に法度を用ひて法度を
との言葉にて山岳六助が為に市が例を度々
一度の合釈すみ市が再度は口押にて思合ひ申の事
なり彼と云ひしかれども云ひ共に所だにも
いまだ知らぬ新の問ひしに六助言へて
小兵衛と呼ぶ者なり知識と申けるの法云ひ者
の市なりしに九市と呼ぶ者なる加之の法なる
る新しき新の面ぶくきに言へ
上ぶと共ありのまふ書記手書記者一切呼ぶ
面あり又小兵衛が学ぶ人は又りて教ぶ者の兵
とも法ぶ面ぶ法法彼又彼が教ぶと教ぶ申ぶ
しきは者宜所山府彼が底と申ぶ法ぶ底ぬ一

事は四の御奉行の記録とのみ申しぬ漏
法ぶの記あれど云ふまじきあらはまじき記ぬ
一御先君法代に者子御貴参たれ事を教奉て等ふ
べきずといふ公の法左衛門九年の者子或は特者
貴参しかの事九年の人者子不連永楊爾類とは
公の者子ぶに御ませで共事に法世法の者ぶうも
人も又新を多かりしかの
一何かれの法法者ぶの事を記の中面あ子を用一三を参
ていぶに法許あり死罪法ぶ日いかもの所を大概
腰に御裁許ぶも法ぶ日御腰もひて法ぶも宜
事に法者の業物の用を好体ぶ法ぬを元ぶまぶ不生の法
ぶ申ぶ天保元年閏八月江戸御系府の年ぶ所ぶ

一俗の出仕して市國の人民も既に老たり〜祖なりしが公
市侯合を無人〜のうえ共市を南の行相〜祖〜民命全
かり〜〜〜市を南の事ハ出せば家を爲ものなり新〜
祖なり故市國民の危急を救ふて糸府〜なるべん
事思ひもなるべし糸府市延〜の名ありなぐら老ぬ
市能あるべん人が西〜の市茶遊なり又人なぬきて〜
事をなしなりふまに能事とくに延とあさもしなり市能
を修あるといふも玄年よりのち脚痛殺又発して長
延の市業無きむつ〜き市唱して一先市糸府遊行
あり相市も南も沙西民命全きの知り〜十月〜ふ
市ふもと立せりひく糸府〜なりひ〜なりかく市脚痛
稲ちられ既に絶二十日も経ぬ間なり重定公の

市能風〜能なり〜ふ〜ふ〜ふ〜ふと市業樂なられ〜く
一幸姫君の市を市能者〜て公ようあい志ま〜ふ正
室なて西りくりる市虚弱の市病為て絶市能と
ことよ志〜西ふ事の件ひなりなり〜祖なり能ば市
五不の年〜市おなのなきといくませのひ江戸の市奥よ
市妻と市〜せ多〜家家幸姫夫なり市ひて能〜せ
多ひ〜小江戸ハは幸姫五せり國ハは琴の所〜有能
中江戸伝ハ姫妻と代して勤るものあるものくまい
ちく切の市能ハ修〜西〜〜〜

孝公作初年の事なれば琴は作法の通り指物い辛きとは
好まぬとの事なれども琴の方は善くよさそうして辛
耳の好悪いなく作れば耳よりて聞へて辛き方はたべよき物
美味なるあしし又公はむかしひめ作ちうん耳と御好
うなる上なるべし御何の時公善くまりくりを行
とて御事なり結髪人の指て出やすき毎も指物よく
美人なるべしのなるもしし

一 天保三年三月の事 三子顕孝公の御室松平左近将豊雍
の御娘来姫君と御縁約あり始めて公御相談の附
表御家老御役の内答意も所より聞て及れば返付け
御名も御存知御答意の拙
教いて御もなきやと御指面の意沢山御指物の

面白と唱て尋ねるよりまもなく御教えよむひて来るべき
れば御勝の御存付のそなめる作一面一面の品揃第る
品開宗流の象り御流儀の中出の御教表とかく
御茶の面白中分さと何ぞ小さなる事なりまもなく
中分れ御流儀の石調法の止ると云品揃の中出の組合
御流儀の石調法の石調法の石調法の大事
なれば疾よりの事なるべきも及べきを新まての石表
せて辛き辛きの事を品揃の石調法に止ると云附友宮部
宮崎と云人なり今と云今沢附の中出の先きまて
石の人教と出一所の菓子屋ともの鶴屋一隈東
石の石の立て立て立面と云ぐぐ共相談なりもあるべ
と宮よりの教人と出て味は合あり合ともの

くさ〳〵拾て数形の菓子屋迄給仕しも御合御入られ
てさふ珍らしき菓子給仕されば去る寛永十年六月御宮中拾作の
迄元より世界の菓子なれば止事なくして
仮と見とをれ合られ不こなをあるべし先生有しまも
の欠けぬ事なきなりぬ形ともまくまくあり事御
作法事なもたるくの方遠方と止事なれば
つかくと給仕てと言なもくまくと菓子給仕とはらくあひ
て拾もくまくまくの品の事なれば若しの若者也
菓子給仕とくてる又宗沢知識ふよりすらふ
参りしまくまくより尼御調法と仰られまくまくの何まれば
まくすみくまくまくま

の石調法ともあるなり御指の座下迄入之疾同じく古様なる
支那風（洲）御載指と仰（ゝ）書面の御指南（引）う
御指南者〳〵御指座下ハ（ら）んすい立南〳〵 寛和の
中ハ御指法の御法之先之者〳〵御指座とも仰（ゝ）とく
指南者指座ハ知らぬ初ハ〳〵 多人数永かる日御〳〵
御指も調ひられい 公御指ハ向ハ〳〵れ 古様〳〵きこ〳〵や〳〵 共
人のする書を指ものなるよ〳〵 今の月ハ御指〳〵 ハい 三人者〳〵
てきけるなり〳〵 殊〳〵 指南の御指ハ 御書奏 なこと
御指ハ 二指ハ かきり〳〵きこ〳〵めゝ〳〵ゞ 七数を 三様き
こ〳〵めゝ〳〵られい 洲義 ハ 支那風（洲）〳〵 ハ〳〵 御指南者〳〵
者なるゆ〳〵 寛和の月ハ〳〵 御指南者〳〵 此事
言〳〵 数を則 指ハ向ハ〳〵 御書奏 な

一 平安時の風流〳〵 古歌 の〳〵 向〳〵 〳〵 下 歌 〳〵 百 京の 花
まき水流ちんと 楽〳〵 み 春ゞ 初摘 とたてまつる 事と 常と
ゝ 或年 白雪 ハ 相 白雪 ハ 〳〵 白雪 ハ 〳〵 の 小柳（阪山村の）
白雪 ハ 小柳 と 云て 御 の 〳〵 ハ 〳〵 ハ 〳〵 と 書 〳〵 〳〵 も 添て 歌 し
ちれ ハ 〳〵 ハ 〳〵 ハ 〳〵

のんてたてうしふ海うを代の宗和なれ新い好むしのさま
せしらふ御結ゆて匠ぬ相はを形ものよ新之より和ふ之
を知まのくせさん事の乳毒をう御次（匠）をて法宗の
たうくゆうくふ法相宗の景を御教を原御宗元の様く
御教宗原沢竹津長有ご言く御よ恐入く事をう原をう
くむさ用のひくと知をうく強きむさふ社くことあう原て
らうむさくよさ面宗形をれば少くはよむさなるとをう
くあくさとの法宗をくくふを事をはよ作もなれ人
くと喜ひく次くあまうおはうき文を次くて文まう法
三衛く次光くと法き方とをうくふ遊てよはうくともあ
くくふ清宗をうねばされふこそはよむきうなれ少（うと喜
より後い花をうくく匂あうはうきたしことをうくく事く

紙くよはとあらうくくとられくを知うくく余う方をいう
ふれを約くくを事をれい九和宗席あるかきう二十連
繰くをうふきと連をうあまうを結うとうるさくくを作をはうきとく
酒停止の事をうるう片桐書尾形原拵形うまて名宗形の
法御礼うて法宮を面をうる宗
をけうを日ふ三体法をうを八日こは毒御をう文れを高年
中をのむくくと法毒不と書分せ分酒の遊帳うてなた
ふくく新る恭賀の思をの間を文かふ紙有御れをうれ
もあうと

一　宮り生る公家式を法猿の候を具宗の候御祝をう世代賜ふ切
の者人切と祝ゆて香物一切の事く此日法賜ふ向をやられ
タをうくは一宗なりうれいふの事をあうくご受宗な

香物一切はくまもあるべしとのくまもなれば以脇書を入て御
結納の書状に書なき念を入まてもあるべし万医の出来事いかの
ようなる物にて御結納の上にて出来しなんと云為にて上下
共無之御式行りは不調法の段御先方様御
行とはなるべき法なれば御結書尾形沙汰御結書持
羽馬筑前殿家老に相渡り仲間
方々の不調法申出共不知を御存知を
法掟一首の和歌を下し給ひ押頂きて吟すれば
法掟の御代のためしをいとときれの
香のことのはにもられぬるかな
とぞんかるべき御所作なりされば相模式とはなりぬ
一帝この御物語の御とのの話しき御とのの話しき誠あり

ひとへに因果の物語も新あるべしはあるべしはあるべし
ある品を結られて共にあるべしあるべし
くくに入又お夏の接拶もなれなりふりあるべし
あるべしず雅に御笑の二三も拙なるべし
多能の不とのの略御作なるべし
人の生実におとしなれて
生とをきはあるべきなれども
人なるべしあるべきなれども
上を敬する御なる共にと
御て痛入くあるべしぬ
人はまるべきぬ
元なるべしまる

（紙面の汚れ）
紙面の汚れ
紙面の汚れ
紙面の汚れ

一

江戸上方にて茶の湯の方法異なる事

茶の湯の道具の方にて萩焼茶碗村雨桂の雪の如くなれば侍中間迄茶碗と唱へる事又色

を尋ねひ色の茶碗なれば侍中間迄茶碗と唱へる事又色

を尋ねひ色の茶碗なれば侍中間迄茶碗と唱へる事又色

の雪の如くなる一ケ年の氣候の変化の如く萩の焼

を尋ねひ色の茶碗なれば侍中間迄茶碗と唱へる事又色

の雪の如くなる一ケ年の氣候の変化の如く萩の焼

或は茶碗の大なるを

考へて曲水の作為を作らしめの所なり楊かうよりあく
ひきてふかきまつさへぐふ曲水の風流なる分事まは及ばく
なん

一作國にあてセーはけそおくこ寄せ成さ寄手なくこ法師の
事もあれと江戸をそい法師の事なく只はなるの事よ和漢の
文をなくこものの事　公さへ新るは事なれはなかへなる歌
の所くこ遊戯を氣とそしし心とをくさしるとい心をよ事ふ
をそ和国をへよりへ人情の事をなるふ楊も聞き好へん楊屋敷をそ
かをらん楊をさうれ上也歌るふも辞集をへ桃を桃屋
牡丹を西々京岩をは大森を桜井を菊を菜時石紫い海
晏寺海をは小舟を搾さセ也をの風流登楊の高ふ
月の公のをなるもめをくらなへん能ををろ也くきこへ

祇くをへくをへくをへの所をきうす所を流れくいくをなる人
情を事をなれ々ふの天氣をふ常へかへんあすこそ花を
蟹をへんいざをれたをなををを秋をを打姉への遊
をは當日のいををくをへん能なをうて心所きなへみ
也ふの事をへ句集の作為をふあすを酒屋ををすなへ姉
をひをへをへぬ屋もをををを新る事をへ歌各
公の事をれへをいをみをへをセ宴を公へこの月をなを法也
桜の事をすををへをすふ行れをを酒をへ楊をををふ
西をへて笑ををををる事をを法也の法師ををへ法師ををれ年
常に氣の毒へをへひ人情へ夫婦のををへ人へ法氣
法をへをもへをを具ふ古者ををへをれふをへ事をへて
拳をへををへふ所也桜の事を氣をへへ上寺寺をの

[illegible]
なまるもの〳〵仏門行方（とのの）けはひたるれいろ酒とのの
まて出なまるべずは年号たの能いろ酒ろ有の
まくの名をとるかくを酒ろ〳〵と立て何年〳〵すると見いそら〳〵
の物語〳〵二年百貫文〳〵の歴遊となるきとの〳〵物のむ
さ〳〵ハ徴仏〳〵ありへいの仏て年ある時節ハ〳〵ハ市
新を花の仏別形かの新〳〵仏と物語〳〵して寄〳〵ありう
と百貫〳〵先立の若をハゆるそも〳〵長刀をもゆるはし
物新とうん月をなるめ〳〵楽〳〵かむるはなるれも下六
の浅ま〳〵きを酒興〳〵修行の楽しも〳〵無尚〳〵て共
浅を共何をとる酒盛をうるの〳〵歴遊〳〵ちそくなるん
〳〵やく〳〵ゆるの仏解〳〵ハ倒の浅ハ

とうるを浅めるの〳〵て浅を重ハ〳〵ての住居中〳〵仏解の法法
百〳〵くたる酒さを重ねの酒と聞〳〵仏解の事ハひ出てもま
たまるとの〳〵絵ろを酒ぐ酒ろ〳〵ぬるんと〳〵ぶ
事もなく共行〳〵ろ絹を者と〳〵ま寅とのへ〳〵さ退屈も
ハいあるを物ハのあるきと表せとはかせ〳〵仏還二里三里
の考仏下るの上るは表せるもるへ〳〵あるきなれぬ裾の
考仏共法ろ仏門〳〵の云ろハ月〳〵ろ七変法〳〵も出た
らぶを紀力もあるつ〳〵ろ表せるもるへ〳〵きれ
つ〳〵すんて座るの地位を〳〵ハ仏上の古仏を遊〳〵
流〳〵の考法ん本を力を馬〳〵笑るをんと共相意を
力と法へ〳〵を考乗をも方へ〳〵す流れも何れるまは
と〳〵ろと一同〳〵承引せぬ〳〵いもいる〳〵ハ一の

[illegible]ありてなのわたも小馬場は雑
[illegible]表の方場まで家事を仕廻ひ共空あり廻方もそれ
[illegible]仕様人法或は法人又は鑒国たんと人多く出るものゆへ
[illegible]る馬なれいとく成るも無らず云ふんして止る
事も多あり馬場の外(常を閑室常んせ間廻)云ふ
[illegible]く板屋を立てほ[illegible]元より二方は人の見入る事
もなく板屋と引出さぶ屋もう内庭も同様家らんと云ふ
所好の馬一二疋を引入今も庭にもうを多のとのうを流れ
如く家なるなる人の方とも[illegible]ぶ[illegible]ても吹[illegible]
家んとなり[illegible]付家[illegible]先よまうの業[illegible]みも有まく
先[illegible]面さうく勇とたかふ例も有へうすとのくまりやぬ
[illegible]異く事也[illegible]年号[illegible]大[illegible]ひ[illegible]時[illegible]年

事物よ事也[illegible]不日よ出[illegible]ん[illegible]と文く医ぬ相を日まて
有[illegible]ぬ三百[illegible]ん[illegible]を[illegible]くの法[illegible]
方[illegible]板屋の好あ[illegible]まり[illegible]相[illegible]行[illegible]
と[illegible]也の[illegible]耳よ如れ[illegible]を[illegible]きもあ[illegible]ず
板屋を終三百両迄と竹屋よ[illegible]場(物ぬ)[illegible]て[illegible]
ん[illegible]と[illegible]と[illegible]れい相[illegible]あ[illegible]
百金の費を中人十家の費[illegible]く止[illegible]ひ[illegible]文帝の[illegible]
いく[illegible]況や年来[illegible]半[illegible]亜[illegible]
三百両の金[illegible]厨年[illegible]は費[illegible]
きや[illegible]ま[illegible]也[illegible]の[illegible]
作[illegible]を止[illegible]
一人の病といふ[illegible]三百[illegible]の下[illegible]年を挙てかぞへ

[illegible]三年と年号を推て知べし何年の[illegible]や清水
寺坂源寺[illegible]勅住[illegible]る[illegible]
[illegible]虚労の病[illegible]
の病[illegible]
[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]

病んで[illegible]ける[illegible]後水の[illegible]家[illegible]て[illegible]ける[illegible]
家の[illegible]
[illegible]公[illegible]哭[illegible]め[illegible]大病人の左[illegible]
[illegible]
[illegible]
外す[illegible]温氣の[illegible]後さん[illegible]
[illegible]
[illegible]

の不幸年[illegible]の[illegible]大[illegible]の[illegible][illegible]人[illegible]義に於て成
りがたく[illegible]行[illegible]同[illegible]合[illegible]元の不自由に苦
りず[illegible]上[illegible]り眼病らんよ行[illegible]あるも勇の病乳さやかに
[illegible]ありて病さやかにしよりの四年[illegible]
同後年[illegible]同義として法眼[illegible]
病とかく[illegible]次[illegible]作[illegible]
法文[illegible]の例[illegible]廣居[illegible]書[illegible]
安永六年[illegible]月法[illegible]又二年法[illegible]
[illegible]の作[illegible]同書[illegible]永法母子[illegible]
情[illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]
母子[illegible]

[illegible]同[illegible][illegible]法[illegible]
[illegible]書[illegible]安永七年[illegible]月[illegible]
作[illegible]五[illegible]五月末母[illegible]
[illegible]作[illegible]の[illegible]
[illegible]の書[illegible]姓一紙[illegible]の消文[illegible]忘[illegible]日[illegible]
下[illegible]なり[illegible]
[illegible]
病[illegible]
[illegible]母[illegible]
[illegible]
[illegible]

病気の為父子共に深てのなげき
ありさまなりしかばかくれい悪五十日の間に飛ぶがごとく
父母梅雨もあひ共父の手前病祈祷有病の
ことと四隣家こぞの若く沢山なるのまして者の公用しき
なりしかさら例なき所なりしに然病の祈る所
ちからもなくなられしかとあひしてそ
らく此と世をのがれ(弟の通なり)(きょうしゅう)
なれば月立て祈り忌あるべき日も過ぬ
一 沢家に有病断の法例なりしと毎年九年二月保
なりて後を人くんのまに有病中なりぬ
しかし日数にあいて父母妻子の病もそれと通し勤
とりて有病なすべくに社父母兄弟姉妹伯父伯母孫姪

此ものも有病人なりしかばこれ家のきこえ細かに細の
上方国にまかりしかば本紙細相続のあとつ実父
母の有病となりに而一通りに
父の通なり(一)親族あるべきの(一)五年或は初かれ
有病はかりさらに又は親族なりて
明友の間や合宿に有病しにて
一 行年の事なりしや三年を経ぬ沢戸よりなるを一月の年
なり拙行男と有板掛ての又七とのあり公男下居也
きたれて共居とをなく無と寝(い)而病に案況れて
而経くなり居とこつや方の而ちなる後ともて拙行
の法つたなりするあくなれいえん拙行男とい名付なり
此又七とのきの法なりあり沢戸ものあるとなんと

[illegible]れい[illegible]のみ[illegible]て正[illegible]
行村の[illegible]と云ひ[illegible]のほつて云の
[illegible]年[illegible]は[illegible]不具の[illegible]
く異[illegible]い[illegible]相[illegible]
[illegible]
たつきおちなく[illegible]
[illegible]

一

安永三年の春[illegible]江戸御[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

墨田川の長月の御室瑞龍院（豊雅君）と申奉し御憲
公（徳川家斉）様の御法名法林院殿と称し奉る）の御女墨田家に入輿遊ばし
せられし方　公様にては御母君にて
安永七年十月御年七十七にて御病気御ゆるし
なく日々御衰弱に成り
九月廿日御病気なり
着病遊ばされ
御名御業の御ずきなる御
御法名法林院殿の
御法名
御
御
御

初年激動に付き何方様にも没されぬ様なる事
ども申れ申る事なれ御[illegible]
月人[illegible]に付親族[illegible]
[illegible]
[illegible]
事は元亨の頃[illegible]
[illegible]
[illegible]

但馬守殿へ何分事ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

松平肥前守侯に仕へ給へ徳永宗養（今作例医と成作者も享養と云）
同日三ヶ下り宿仕りそこに橘隆養妻の姉子元妻
と申せし方とき居れり而病者は脚も悪敷中
脚の事と遠く居月に脚しびれさふ〳〵如ちに徳し
法也中に迫生に成下り方〳〵なれども仕合者福貴者ら
幼少に成て代拍生ての法能者〳〵世月に成而日の
内食なし欲と自ら絶て元宅しほふ十九ヶ小三元軍も
大半よ拍てあすは市能し渡能やう成乃中二百中の内
我御者共云る十四の欲り十四ヶ之の内拍子表よりく
少〳〵清乳色をらるるを〳〵宿医元も仕者も及ぬ
をりられは法欲鉢をすは法着病は外宿医元法者も
及ものすは法欲のあまり大高とをりられ法者は

一

泥なまりし〳〵
天保七年の夏〳〵法実父崎門に稽古仕初なるぬ往初よ
泥まセりひめるを中ひ四月法例和料泥月易養を
登セ市財至れて内〳〵の法拍を伺〳〵セられ行る今者の時拍
能治の市症に中セられ〳〵り常ハ是の〳〵事〳〵る
書拍を〳〵所セられ書要のとき〳〵欲白惟恐者まり〳〵
て市ハとられ〳〵ものハ法は中〳〵拍を市能永宅し
年〳〵すはさ〳〵すされバ脚を〳〵まり〳〵する者恵め
をら内くなとして四方の〳〵き或ハ芳今の拍法なと
上〳〵ヶ口一遍の市り〳〵の〳〵て実〳〵中セのひ〳〵中セ
たまるぬ〳〵セ〳〵まぬほ〳〵あまりふ〳〵まセら〳〵事の
吉義病の侵〳〵て月〳〵ヶ〳〵セぬ〳〵事ををりふまり〳〵すふ

[illegible]れば又共孫のよし思ひ[illegible]共者と[illegible]て[illegible]
めぐりめぐりて[illegible]遂て[illegible]一言の[illegible]も[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
中旬より[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

聊成清年と者一わのひ
しめとさくんも法度の関け
行よあくすす又市実家の弟
関せりるんもいかとのちんれ
市侯約と用ひさやられ年
て食らせるるきしの事
まくたりさて法物ひ
て市民論の事あるを
紀す武門の法令より
市流と文まくせ
よと義よりる信ものか
と大殿様の市事ハ
のくまきもと異さ宝さ雨
寛よ御よ心と殺を忘ひ
市事くとる言ちくいと
市貝見さ人臨くけ
むまくせくひと第すす
大殿様とのひとふら
罪ものくと而あくんと
くも又武門の市仰よ
くあとのひたさくと文
行を市の本くんのたく
ふてなくくとのくまを
なり年あくきよくと
のくまきもと異さ宝さ雨も風も市事くと上る
寛よ御よ心と殺を忘ひ法度も等く
市事くとる言ちくいと法度ものか
市貝見さ人臨くけ
むまくせくひと第すす
大殿様とのひとふら
罪ものくと而あくんと
くも又武門の市仰よ
くあとのひたさくと文
行を市の本くんのたく
ふてなくくとのくまを
なり年あくきよくと

ゆゑ中ともの事なれハ法度の板ふと氣の毒ニ思ひ行とられ
獄屋とゝう氣と成りんとて板ふの面白ハ〳〵さるゆゑ
あつて居るとなく因ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ず吹出して
くつと笑ひ〳〵堪られハ〳〵さんハ〳〵たゝき笑ハ〳〵ハ〳〵
ゆゑ中ハ〳〵もつかく〳〵ハ〳〵ハ〳〵て泡ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵

一法有病して発ゐ申しハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
て居申ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
法度ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
の法用ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵

差ハられすハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

のみにて物うるのうるぬ祝をれい申て帰たるに（ほうこう）者
妻の法名中上るも祝儀法度世の中の作法
みたる病中の作事をとく中上ておまかせ妻のもいらひ
のうるまて帰るよる乃（てい）ていらひもなりしとそいけた
形ての作動のさら法の事ふまてもすくて
作法きこうこう仕しのひて御ふいまはかくはて
しとそされい妻の作動のたくひなくぬさもの（作者
病中のもけたるまてう妻のもけたるこの新ものしは
心外ともたんとのもいくらてはとあるのたくひ
なるい実ふ作動ふ作嫁くいたるもとくしも
ゆてくる作風ふ上もの文ふのもとの作人の安うべきもふ上
下い腹もの（世俗のたくもとしく粒をあけとうるあり

家の父うゆくまのくする先くい笑もきこしのもけ動し
ゆくさ独作（ふ）大殿様ふ作者拍もくはいをふ
ふあうかくさ作業ふそはくくれいかる作業もの
作りくぬよはうはたまくもの（きひもひ法もりふのこ此
日八十月五日の事ふて其作者とて作法もたうこ
てきこしくも作酒もて日ふきこしゆ初ふ（きい作此
法も四百石拍法石作家ふて作酒拍ふう初ふ作志日三月
上ふ日ふ作上下ぬもられのひられと作の作動ふけく
みい始ふ作りもあくいられ

一

上天人の位ふ世くあうくさまく四百石人の勇いと窮迫
せしめ動ふめくく去位其作ふあくそれあるふう古
ふう能ふうされい上天ふの作位ふ世くあうくさしの

のうちんとうや十一月十四日の事と申すまて御実父の御喪よ
りもてのふち御忌服と申ス欣子内元ゟ丑郷
ハ御文金宝公家ゟ
伝初ちゝすかゝもりひ翌十日の欣松もゝもひ
しと告ゟぬ行ハ松源ゟ翌十二日服
の御部ゟ翌十四日暁丑の刻御ハと云ひ欣旨
伝ていそもの御ゝ初ゝ如ハ御ハ雲ゟ月
月光ゟ子の刻ゟ御ハ雲ゟひゝされ旅
御宿本ゟ御病床と伺ハ即松ゟ御着病
ゟ云べゝゝ御義母の御ゝ共欣ゟ御服
られ丑の刻ゟゝ御法服（ゟ云ゟひぬされゝ御
着病ゟ云ゟ欣ゟ入ゟ

対馬ゟまで伺ゟ御実ハ入ゟ
欣ハ九月下ゟの御服或ゟ松の御着病ゟ五月
十二ゟ御床退御松ゟで九八十日の日数ゟひて
御着病中ゟ松ゟ軍の書ゟ
の間ゟ御ゝ二三度ゟ
られ御系自筆形ゟ
病気のゟ御松
ゟハ
ゟ
ゟ
ゟ

ものしるあり事ども御大小さもろひ回考巡
さ御仲の君ども出さもろひ中さ出来の廻〻〻法
〻〻さ物のなりりるぐちく〻〻菊屋と唱〻法伝の老の
ぬ〻設ける菊屋の名るると御巡もたるる御巡すう
法〻名の細七すびなめ〻小巡七名ぐもひ〻とぐされば
お年五月の末ども聖年二月の半まて紀二百五十日の月
少〻き間ものくたとあり人の御仲〻人名の御巡七
あ〻ずと警新〻なりあり

一

釋迦陸七ものふ参年〻〻巡〻被〻七の年
延大名〻對ども御法の御巡のもも
去元新巡る新小巡名〻〻のさまひ名の法と供も
のよ〻さまるすも後年〻ひやつ〻後年ぐ七〻

やるなんとのくまもやく苦し彼と早下七名御言葉なく御
小姓沈よ對ども御れて御法用の附御大徒と離の人法用ま
法名者の人なく附名御巡系形の大法消なら附御姓
巡を呼まそもなく御大人とおそく法さんとれ巡名の
法巡道なう名附なく何の巡〻物名れ名名
御まそなるまなら一すひ法名なく巡多
き御名の下れ人御巡稚て名人おなりれば御巡名名仕
なるも巡〻名なあり名御名巡名名名名
けへ〻なく依巡名名は又別よ巡遇し巡名
辺相禮と言んの人名ること事〻物〻共験と巡
かく〻一年ともていぐ公巡店ま〻く二九御殿よ物名
力ひて市とおく名巡御巡年の二月名名御巡

納めて吉きれ又明る元日より市仕初まる吉れ毛例
そ[illegible]た合或は共乃吉る吉る事こそれハ共初春の元旦の日
なり七日半時吉る法より[illegible]市仕初の元として市ゝ彼
の打ゆ[illegible]る彼汝なるとハ[illegible]ひの[illegible]ゆ[illegible]ハ市
賀汁月吉ハ[illegible]吉[illegible]吉[illegible]く[illegible]（[illegible]れ）市[illegible]事なり
市ゝ[illegible]有なる何で新まで小及[illegible]ものゝ[illegible]新る事ゝ[illegible]
せば[illegible]ハ推て知べ[illegible]事ゝ（[illegible]）[illegible]例[illegible]ゝ[illegible]
市[illegible]元[illegible]ゝ市[illegible]と[illegible]年中[illegible]
の事ゝ[illegible]ハ[illegible]事と[illegible]て[illegible]ゝ[illegible]たの一事を
もて[illegible]知べ（[illegible]）公[illegible]ゝて後[illegible]
系をし[illegible]ゝ[illegible]（[illegible]）[illegible]人と[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]用ゝ[illegible]元日の[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

きるを初めとされ公家より林鶏古宝珠を（五穀成熟の祈
祷に作付程に市大事に成り愛にもりひ二九の祝
年流行に付き市堂（市中九ヶ所南のかた鎌倉にのこる
長勝安寺にまもり市者なり）にて二月
三日の市初祷市執行あり初祈なくも公市食を断せ
られ二月三日の夜市堂より鎮らせ申なる至誠感神と文
上日三百十五或は時或は激雨あり十三日時ていう二十
九日七日この大暑とはなきりの色よりは又雑有本
のあるる公市断食にて鎮らせ申（公市を市父今定
公家）めし流かるぬ市様は感応なるる者
ふして故にて人民なるる安るる（き色非ち論なし
市志を奉らせ申ひて市食をすゝめ進らるるの法本
まて七旬よりき市志祈の市自かる市潔斎しまし

粥かゆ七せ市みつかる市堂（粥のほうすしるさすふ市
ちるめ市進しるる市ちるる辞しかる七粥の（ふ押いる
ふきゆひてきこしめせしと祈

一天保二年ちう秋ふ冬と涼く異なく草枯ちる二三
月ちう（かる年並たりれ低毛不熟しる七年ち
翌日年と更羽一流の飢饉ちふなれ年未市心と
無きれ蓄毛と記うる凡ち上ふ城後或は毎別酒田
市ちる七の買米あつく飢ふ人ちる男子二合女子
一合のほりとて版米の市ふ市ちるあるき
ふものまてのちふ市あり味噌を絡るあるき
新名祝ち年並たれ市祈森食を安人（内ず兵人民
のみ市愛心（めし市心を無さるひ）ち市聊痛と

湯ら孔子家府をぶ延引しの分て推そう糸すず
でされば夫とをく粥と用ひ菜菜をかて
として食へ杯觸家しの分れば以後七月の中絶まて
粥ときこしめしめ例して奈りのうこと只市浪民
を粥はし奈をもの分おそ粥へまてよ及をもの分事
ありや市民は共治のようて事の仏像と急をしう陳ほ
の仏像人今く入来りて食をを八月粥の例して死
するの又なくもあるこずれば左粥の例死するの
あれは共村を示の衣の号をして去所の堪に共の札建
てうの人を例て死をとの例をうを以後いをほう
の事に蕨を布施 根五かとと 段号文なく あるて四向なるこあ扇大
所れのはこれ速てよう人の衣を例てうの中衣下れば

元慶二年を始こうこと三後い上の中絶をして蕨を廻向
なるのうはなり也

一 安永七年九月十七日定石代宝暦六年仏仏
陸こと盗六年八月旅仏粥の中を高とありうと
仏死の若多くあうこなう安永七年と拾とわて二十三
年に高まるとやをうれ共方き用ひて**盗**犯して今家
なるのあるへ共仏死人の為に今年七月を始こして
向後共年忌に高こんけを例して施仏供養して
附さうようの中事をして**因七月**廿日表日山林永ちまて
法要執行をれ八廿七年二十三年ともに因幸をして法要有
しなり

一 安永六年六月廿三日の事 二三月の大雨に**堀**東の松川洪

水にて山上大樹をたをしめ流し糠塩月村長樋
さへし流せしほの事）れ今所新出所紙下るまて
水流れて人家危しと労しうる事馬を乗る能はす
漂くし水中に乗入ましく市ふつふ水防の市物出せ
りひしうを人を為命をしかつみ出入て御しを
危急とのふれて差なりしを

一　公儀政市心を尊しの（分事）第機の多き中に常に
及人きをはかず一事を挙て作を拙て知（ならず）一事の
用法一の評判事あり附年号定互を論と書たるまて
医師るの先と相法紙面と漏ふ小事まて省て上
の市不知も及ぶ事なるつ以も紙面市法上あ
つて熟覧しの（分）民るの術記法拙の小事を省

とを能に事しく知しめ世を知の法を下の作を世しめひて
大事を載ひしの（分）まるくを（分）庭を世のひ
一　市法長十九年の為政校事を能あるず去十の一を異記する
るたの心　法林院様（徳川家綱）市代元禄十年
聖堂を講堂の市経言あり市代に市学文の事
屋くを市世話あらをしく（分）（も）拙も人を教育の事を
市くを市心を尊をりひ学生二十人を二年法して勧
学をを世をしめ市事して毎年六年学を市再興せを世
りひし此市再興にあり和八年市作元平洲先生市
国元松桜彼（市法侍をり）九月下旬（翌年四月）学生二十人を拙
て勧学ををしめりひ市の法を講釈しめひ
学言を市再興の年も入を市法侍（九月下旬）（翌年二月下旬）ありて

興譲館学問の名　中村学校正さしめらる

一　御武名天下に表せらるゝ事
より上古は御代々武事を
諸士の家々も右之組熟切
と以ても治平の久しき
ひあ家事と御気の毒
軍考益田十郎成政より
夢覚流大平源左
徒弘と際に
稲富流大熊伝秀有
御後習ふ
心地流下伝流三

一　伊東流関流佐橋流石合々一刀流棒ヶ谷流一刀流鹿島流
ヶ谷流法流卯斉流雪荷流馬八千齊流八條流
素鞍流その流に初りと兼て
玉ヶ丸時八諸家門弟の
何日の時代と御塚（
程も出精なる
内に法流の稽古所
中にての稽古なる
けるこ稽古
一　御国に四流
くに京上川の上流松川の軍清に小舟数十艘
夫に京水泡に

御流儀流派流石合々一刀流棒ヶ谷流一刀流鹿島流
ヶ谷法流卯斉流雪荷流馬八千齊流八條流
素鞍流その流に初りと兼て御国の書上御
玉ヶ丸時八諸家門弟の稽古上覧あるべ
何日の時代と御塚（
程も出精なる
内に法流の稽古所
中にての稽古なる
けるこ稽古
一　御国に四流
くに京上川の上流松川の軍清に小舟数十艘
夫に京水泡に

秋の匡清ゆへ米穀の他邦へ出し候なきよう米の價い
ろ〳〵なりたる情農風俗とな〳〵田場の價格〳〵密發
田畑つくり〳〵今後作〳〵譲り合ふもとろう〳〵なおよなき
ようにと米穀まとうされいさ米法〳〵作業相〳〵
安永元年三月城西を山村地内四反歩の田地をとり〳〵作
小俵戸作宅地〳〵名作〳〵れ藉田の礼と行せられ作ろ
〳〵米粗と執て三撥（一撥一反）の礼五耕一撥班三之ことを天子作ろう
ゆれ〳〵〳〵九撥二十七撥〳〵〳〵撥〳〵ろう次て作ゆ〳〵
撥せ〳〵されば洲田ろ〳〵る米初穂とば吉日白子のあ
れ〳〵作る所を新小地（寺院の物置〳〵作れ）作之所（物置〳〵作れ）
三年後用の〳〵ぬして新小地を止られ〳〵る安永三年ろう藉田の米と
作ろと云を名して汁米して又新小地と云られ〳〵なろう
の作物作〳〵作ろう〳〵

一作国々米の價の徳さろう民〳〵物の作〳〵穀と米とくす米と言
て荒蔵〳〵作ふ〳〵なきさろう宮居の山地〳〵の原紀〳〵
ろ〳〵ろ地と安永三年粳穀屋敷（綱時公作代以暦元年粳穀相建〳〵れ粳と称て蓄とろ〳〵れ
〳〵年〳〵発て〳〵ろまての山年なり〳〵れ〳〵以名民〳〵のかり作けよの〳〵成年り子ま子
〳〵分息〳〵息〳〵さりて以住国衣〳〵〳〵作穀の分蓄〳〵かまて〳〵て四米の作な
〳〵山年の作〳〵は清用なきろうもはなれろう）の内〳〵新〳〵作〳〵
あり古〳〵ろ〳〵は安永元年〳〵ろう百姓〳〵
なさ〳〵〳〵〳〵〳〵内年〳〵ろ〳〵〳〵〳〵〳〵

のひ〳〵新る世話のたゝ〳〵ときて云ふの如く傳へ聞くよ
及びるなるゝ〳〵なり

一 ゆるしの日さ打ゝ分の月日を祈るも同じく知る所事
なるゝあるきなるゝ小僧ゝ分より長家の中にて悪
ゝ世と寒〳〵なるとおかゝ〳〵ぎれいさなるゝと改行
ゝん事を深ゝしのふゝ教刑をもて捕〳〵ゆえんとす
れい実の流産実の死体なゝんとあやまつの恐あり今今
とて信止〳〵行ゝんとすれい数十百年のなゝゝいて
ゝ容易ゝ産すべき世ごふゝ七年せめて二年茶或
い遠近なるゝんゝれを一回年ゝ出ゝいて死せな
ゝき止事をゝれいなぐゝ止ゝ行ゝんゝいと一遍の御
教諭を辞〳〵行ゝ其ゝ教諭ゝ同生養い天地の徳也

第拾七ゝの行員ゝのゝゝて毎ゝ子ゝ〳〵ゝ又
るゝゝて悔ゝゝて年ゝ行ゝゝ同〳〵ゝ行ゝ要報
のゝらい〳〵世ゝあげゝ老ゝいゝ歎ゝい〳〵事ゝ
世と妙死と密ゝい人情行御ゝ見愛の切なる恐ゝき
事ゝ人ゝゝゝれて拙ゝ子ゝ愛ゝこのいまゝ発せゝ今日ゝ
矣若抜斎（カシラ）小と教〳〵て大ゝと助ゝ抜ゝひゝゝ公ゝ
らぬゝ事ゝ〳〵ゝ事ゝゝゝゝ陽ゝ事ゝ〳〵ゝ伝初の教ゝゝゝ矣織ゝ伝ゝ
為の毎ゝ産ゝゝれゝゝゝゝゝ事ゝゝゝゝゝ

一 昭和九年二月若る曲る江戸大火ゝて横田麻布東市廣ゝ
ず焼失ゝ〳〵ゝれゝ市部中の話士義之助君ゝ〳〵て代矣ある

かゝる所にあるこのよの汁物人あり所数の位置にして所々もり
ぶき微力の中に乃べきまあるべしといへども人々の力を集
たゞ〻美人力の一助なるべきいさゝか給米〻ちんとい
あれ共〻〻く紙〻〻く義を忘れ公民の為を以
自為の汁物を作〻〻〻まりる事れハ南部家汁物作の〻〻
〻〻ハ海山に入て良材を伐出し〻〻ひらぶき斧頭て運まで
当時生の働きて百姓百数経年の材木を活用〻〻〻出ぬ
只此のこと所内外の事作汁平九二三所九の理の原
或〻彩田と称し蓋不と同き地と屋き格をかけ位不の
川除普不の石垣を江戸構江の和仰宰相まで当法
主為と下しての汁物をれハ百姓〻〻のくゝ主等の為と
入力を尽して働〻〻事〻新〻〻〻

[illegible]

一 天視自我民視天聽自我民聽[illegible]

[illegible]

十六日 [illegible] 大樹公の御[illegible] 大樹公の

上[illegible]病氣ヲ押テヨリ登城イタシ[illegible]年来國政ヨロシ

ク致スベシ一段ニアル[illegible]又上[illegible]ヨリ[illegible]保養イタセ

御[illegible]ヲ御向書院御[illegible]御[illegible]別定

[illegible]月[illegible]御[illegible]

上板[illegible]ヲ高[illegible]職ヲ兼[illegible]

各別ニ有之段達

上[illegible]一段ニ義[illegible]家

政儀猶又学心添没[illegible]

[illegible]御[illegible]

文政七甲申冬十月十八日於下総
同二十三日筆写畢

中村直衛

藁稿録 巻之八十四 後

諸侯賢行録

中村直道集

西條 伊豫国西条二万石紀州分家

一 西条義弟〻宝暦之比家老大頻伽賢行を我人方のうへの事し
ばらくふる事なれども何事も今無ものと事なりとして海秋
と名をつけ人々に伝へ侍りける悦ばしの次第なりと
と深めり侍りし何事と伝へ聞ひろめ侍りけるとも

一 侯常用武器の事何事も如此の事形細花雑藝
小役とする人まれなりしかとも事なるとも事とせしこと人綱義
業なりと仕とせしやうに思ひ侍りし

一 義の兵法也久沢高足（スリサハ）なりし者八佛なり西条なる也と新

紙計ならざる仕合に相成
申候ゆえ高島再三辞退申候
得共十分の御手当遣
器しいつも書一巻と御りて紙代
ひと筆一廉賞と加へくれ
賞と沢山のみと知りて何く施て来といつり候
大ち仕ひ意皆之半ば従ひ申ふとくあり知し
先例と巡りて遣ふ民なりて何半
りんと見と云ものくれ唐もり相りて御半ふ
半かく山参候時なの人流くかりて来ると此
相手人有ると貴く城下ゆるひ〳〵金と賞さて
廉価をしかる費計りかりさ平角ふ御き
民の貧困とりくれの方のりも来て遠て江戸の御り

義は同見へさ也常力かりて物屋く渡ふて出の御り
見ると御く法と立人用と着き婚姻喪祝の類も
夫く法と法けて禁と立ん〳〵紀知と禁ちる来ると
なし〳〵前和十年計ち風俗豊饒の成出り

一 或日一日に同志数人集り来り共有大角り退
市の踏り人と先く迎〳〵酒と浮け初巡なり也御り久
ちきく相の方り面と通り相毎の月〳〵おく完成なし
相使の人ことかりたなひ〳〵いつも前中大賞しの
ちし御ひへとく

一 侯奥方御もなひ〳〵祝相く母屋の不家さて紙用多く
費てり民義く侯の者と載れるものくの金
二千両と御り集め役人へ告て紙せんと彩り侯用

少し、拙者〜氏と備うん半と結ひ〜関れたる
候約束を取入申〜之申の半れ〜行きも新者ふ屋
〜〜〜〜て拙人〜行〜〜〜行〜浜辺〜わ〜〜〜共
拙人と〜〜宮の八百姓たの心入〜かく有〜い向後いよ
〜〜情態成勿し〜〜〜〜〜〜

一
候或付遠中〜て備美の供人の縄義者の供制せ〜と
情〜て雅〜〜〜例〜たき川内〜川〜〜と心覚〜
宮〜拙〜〜〜〜行列た根籍非常〜〜目〜〜拙知〜ぬ
縄義者或た〜弱貴〜〜の行〜〜〜浜〜て〜義〜〜〜
縄〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
義行列〜〜義の半〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
者の〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

金沢〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
為〜義者〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

紀州 従二位中納言
浜辺御

一
西條候始〜紀州〜〜〜〜〜備後国〜〜〜〜〜〜〜水管
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

一
候始て紀州〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

一
先〜の〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
西備〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

法ならざるべし或府監察の長官人をして宮
掛の間もし密通の沙汰あるかの如き
可被思事あるべし善事も方角違の事又
善事も術なく吟味一二箇条違ひ
諸監察の者上の思召なりかの事とさとして苛察風
聞人々あるべしとひとたびの
一 或府内に悪徒なる町人近き沙汰
あれとも証拠なきと沙汰成られ遠流
なる者成りけるやと問ひ出ること
なる吟味せしかの如き宮沙汰者共今
なほ実説なりと商賣方の子孫の裏屋住居
とある公聞に共若商賣筋に付金子
入れ身代なる者あるべし商賣永続
我儘なる出来人ハ家風なまて実入
中なるべしハ実ハ商賣不能
形の同盟のうと存ず商とし
一 公弱法より歯と痛みひ
ものとして不法掛きの
命あるを紀別とする
く除の外月に酒候と
なり
一 公紀別と成りなるとも
紀別とも凡法の様へ
上下法令の明廣

一 小人の云ひしことを聞
紀部左衛門尉殿の内儀獨と引すゑ事
勢しく公儀御役人ひとしく多く酒を呑
又は庭内をうせられ用の為御作り給はる切へ共
吉山寺内ひとりの弟後生を叶へ有為をなしまと
月ひとりふたりの物を一生涯の為に
二十二文へ吉山八西条郎のかりあし
一 丙申の年有田郡の民例年の年貢又一分をかけて
上納せんとの仁為と成さるべし公儀定有
る共米を差引へき所又金を送りて銀の為穿鑿
御の手間とれしなり
一 以前拾分の内郡郷外を徒の者ヒ小法の費

者ひとりとして拾ひ小命して及ぶ者もと
ひとり残てこれを為しし小罪にて古法をもあり法
なるべし郡令して地中の深り元の
一 江戸をもひとの者上の板一枚
用の公儀御役人板一枚盗て犯罪を拾ひ
再度作法へ共とも法度みの作法とけ深盗しふれ
法度をもとり公用拾ひ
生死八大変と成出る事ぬ
板を盗しる拾法をもひ
四ひとりふる郡屋敷
とり公宮へ彼者盗んて
死と彼者中へ
盗を盗ものうち入

[illegible]

一　公日光山御修業ニ被遊ル時ハ御屋敷
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]共入用おくてを海の道中[illegible]の人[illegible]を奥
[illegible]の人[illegible]ちあるべきと[illegible]の人[illegible]
[illegible]をひかるる紀州共[illegible]へのこ[illegible]
[illegible]

一 武州大宮の宮り小公家府の府[illegible]豊満[illegible]と今年丁
酉[illegible]宿一双[illegible]弟[illegible]卯[illegible]
人[illegible]

一 公の御[illegible]
のわ[illegible]

[illegible]紀州の成り[illegible]府の[illegible]

一 [illegible]紀州[illegible]
[illegible]の中[illegible]
[illegible]

一 紀州世嗣 細井[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

大事ハ[illegible]世子ヲ[illegible]と[illegible]流し
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]良[illegible]南[illegible]
次と言ハ[illegible]ハ[illegible]嘆賞止[illegible]市[illegible]
の侯[illegible]事と知[illegible]

一 米澤侯の[illegible]卿竹殿當[illegible]と[illegible]
と回[illegible]世[illegible]
[illegible]政と[illegible]
退け[illegible]て[illegible]
て[illegible]
業と[illegible]
[illegible]世子の[illegible]
[illegible]世子[illegible]

不仰[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

かくて大雨降りかくて山とかりの山府近辺の人
傘とかぶり候かつかつ宮ゆ出でて雨を降りかぶる
何とて汝等来たりつさらして傘と用ひかぶる民
ら民ら流の中ゆ屋敷作り威しかりの城中士
如く拵へて雨をうらもかかる候の作所ゆ向いて作
おりうし一日一夜の大雨降りて苗悪く萎もう候
百姓の農業ゆ惰ると嘉ひ者の藉田ゆ效ひう
〻郊野ゆ耕し民ゆ勧さんとて竹股当領れ
誘ひ当領畏り農を正の年ゆ成式大切ゆ
〻さして汝人ゆ南の郡ゆて田一丁ゆ切宛也
動き出而ゆ知り候ゆ更諸士ら清九郎と賜ひ
作先祖の竜屋と名りあり其神酒と携て田

而ゆ従ふ候所ゆ耕しゆ年六度ゆ九度迄
繁りて悪く拵へ百姓民ら共ゆ共ゆ合を
耕作ゆ力と入〻年十倍ゆ近辺作数秀周年ゆ
十倍ゆ成ゆ上ゆ居いまゆ奉人郡ゆ小田と作らん
と候ゆ成ゆ秀周ゆ蓑と者笠と載き奴
僕ゆ成ゆ耕ゆ農ゆ成ゆ小候の馬ゆ乗らんと
ゆ小田ゆ成ゆ作ゆ秀周ゆ出近作ゆ馬ゆ夫
〻奇力農ゆ者ひ小作半ゆ入さ候ゆ田ゆ
〻ゆ成ゆ松義の馬ゆ作拵ゆ府
く諸民ゆ分ゆて往来ゆ民ゆ威ゆ農ゆ
他日ゆ十倍ゆ稲穂ゆ付秀周ゆ共米ゆ者
江戸ゆ行君ゆ成せんゆ成ゆ人名ゆ者

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　竹候當個[illegible]と[illegible]事よ歩し[illegible]家の事よ
[illegible]門の[illegible]

一　補士[illegible]四と[illegible]当個[illegible]
[illegible]

一　壬辰の大学[illegible]
[illegible]

一　江戸の邸と[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

せりもんく失火の後上の費用と有くなりて清七も
為相続を資財業をもせざる事わ
第次考也驚とは公の心意なりて細井氏に出第候
なりに年月とは今年に成りもいまだ
只今をて居りひしは江戸の邸ゆく焼失して上下
為せんと人と勤をし事をしに細井氏麻布を
とりて居る月共方に十年をて為るの内を沙汰をて
とりとりは候成松と共仮と物り汐ひるひる
果して人氣の動揺をして五年間くさるもう
とを沙汰の事とこへ人
一 或時松と勇て運の米に仕家文右と云者
年七十六なや沙庵して居るる者と人と云
脊を業家負ひて運ひ城下の南方向もよ橋田
橋をて行り松を為るく来候系勤の添をて清
士公を庵をとられて作り出しう候ものの帰り
沙揚をもり馬をとり松の下の仰をんて清士の
脊材を威しあり為りあり学をて家りの近習の者
馬をとりとりて清士の子供を送りの橋と馬をかけもしき
をて聞く人威ムセをるもの
一 茶澤ゆて西河屋新右衛門と人夫と銭差千わく
清風の者行りと有りと銭のかきと為りを必年終を
為しとをとりて習をと人銭十貫と為るり毛を降り
行り銭衆上衆をもをを家作の初と出を初と出を威
ゆをて三銭と安迄て農業をて銭二十貫編り

一 若狭国の布道仰せ付られ候ハ[illegible]
張りんと[illegible]ハ[illegible]百余人御供仕て罷り下り
制[illegible]る人[illegible]きう[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

一 国中諸不の関所[illegible]
医師御[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一 近江[illegible]力[illegible]

人を抑ひ二百余[illegible]
と[illegible]
[illegible]
て大[illegible]
命[illegible]
威[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 今厳[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 福山 備後国福山城主水野河内守殿

今の侯始て御入国の節、御参勤の砌、小茶
屋一人も御入りなき迄、貧窮にて古民共困窮
候迄年数四十年ばかりとなり候て、貧民と成んせん
事を歎き、近村の人、近村の者、貸と称し
方々の侯を賞して、拾ヶ年の間、毎年貸を
調て、田地所貸、田舎へ御入りて用ゆ、一郷町人共
頼安く、内年貢米を納り、毎年
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 小田原 相模十一万石余 大久保加賀守殿

先侯江戸へ出て、山中表へ作り放蕩し

[illegible]

一 小濱 若狭十万石余 酒井[illegible]

侯家と称し古民と称せり京都の元古西依義と遠へ
神道家にして聖の道と学び義の旅前と来編し
事為成しかく学会を建て順逆錯乱に応ず
義の子丹奈と教授とする[illegible]
函教の盛なり肥後并沢小濱と学へる

一 佐伯 豊後二万石 毛利[illegible]

一 侯物冠ありて学を好み政事一品の古法の用ひ
多し民情の事深し

丁酉秋日東都の儒者[illegible]死せり

一 肥後遊草 遊船遊[illegible]

肥後侯家[illegible]一日[illegible]費根[illegible]費用[illegible]
[illegible]今の[illegible]人[illegible]人[illegible]
[illegible]山下[illegible]掘り飯[illegible]味噌[illegible]
[illegible]は[illegible]費[illegible]廣氏若し山[illegible]

一 肥後一国[illegible]浦[illegible]情[illegible]人[illegible]
殿子骨肝化特[illegible]奥[illegible]
[illegible]遊行の[illegible]海[illegible]
彼氏の命[illegible]

と考へて百年程人はうゝゝひと程ひとりとて滅亡
滅ぬる後四拾ひ[illegible]四ひ[illegible]て[illegible]滅亡後
ひゝゝゝ年と[illegible]ひゝゝゝ知ゝゝ[illegible]て[illegible]

一
今云下国宮川は百[illegible]人ゝ[illegible]所信濃路と[illegible]て去
光寺ゝ[illegible]ゝて猿ゝ者馬ゝ云[illegible]と[illegible]へゝゝ[illegible]
孫人[illegible]出ん迄ゝて[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]年十四ゝ年[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ肥後南北郡[illegible]村の人ゝ[illegible]年[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
信ぜひ今肥後人ゝ[illegible]紙ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]彼
ゝ年ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]年貢ゝ[illegible]
[illegible]人国[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

いやゝゝ古[illegible]ひゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
と[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
云ゝゝゝ年の云信抗ゝゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
て別ゝゝ今上三[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一
[illegible]国[illegible]加[illegible]侯[illegible]勅[illegible]道中[illegible]伊勢[illegible]
童[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

長市ノ肥人小四郎ノ半ト同日ノ振ト共ニ伝ル

南海舟師　雜誌

洪一卷ヲ以備朽敝者書写之而府

天保十三壬寅年十月十六日夜燈下

中村萬蕃直道

薫蕕錄卷七十六終

薫蕕錄卷之貳拾終